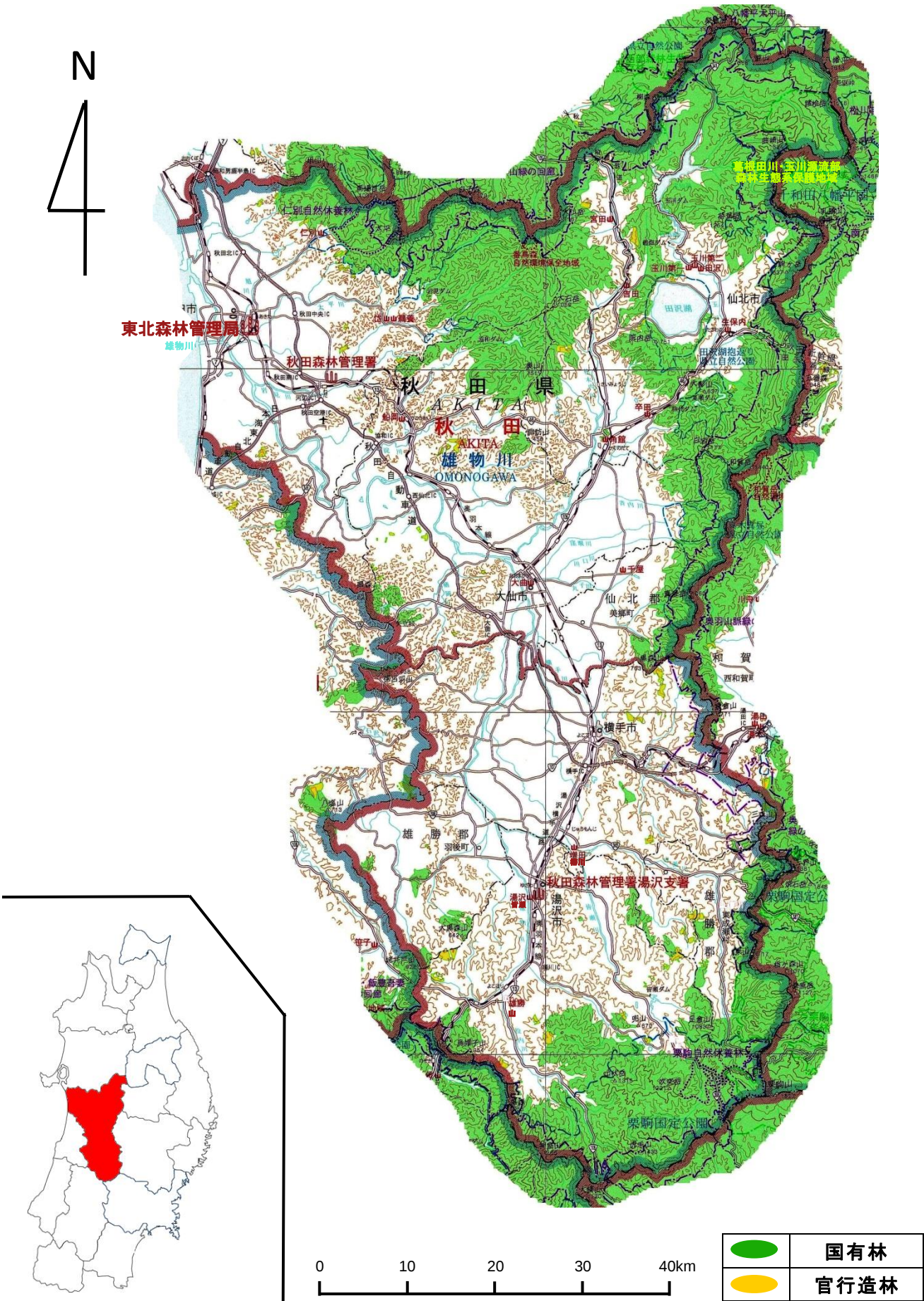


雄物川国有林の地域別の森林計画書（案）
（雄物川森林計画区）

計画期間	自	平成27年 4 月 1 日
	至	平成37年 3 月31日

東 北 森 林 管 理 局

雄物川森林計画区の位置図



目 次

I 計 画 の 大 綱

第1	森林計画区の概況 -----	1
1	位置 -----	1
2	自然的背景 -----	1
3	社会経済的背景 -----	2
第2	前計画の実行結果の概要及びその評価 -----	4
第3	計画樹立に当たっての基本的考え方 -----	5

II 計 画 事 項

第1	計画の対象とする森林の区域 -----	6
第2	森林の整備及び保全に関する基本的な事項 -----	7
1	森林の整備及び保全の目標 その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項 -----	7
(1)	森林の整備及び保全の目標	
(2)	森林の整備及び保全の基本方針	
(3)	計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	
2	その他必要な事項 -----	11
(1)	溪畔周辺の整備・保全	
第3	森林の整備に関する事項 -----	12
1	森林の立木竹の伐採に関する事項 -----	12
(1)	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	
(2)	立木の標準伐期齢	
2	造林に関する事項 -----	14
(1)	人工造林に関する基本的な事項	
(2)	天然更新に関する基本的な事項	
3	間伐及び保育に関する事項 -----	15
(1)	間伐の標準的な方法	
(2)	保育の標準的な方法	
4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項 -----	16
(1)	公益的機能別施業森林の区域	

(2) 公益的機能別森林における施業の方法	
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	17
(1) 林道（林道専用道を含む。以下同じ。）等の 開設及び改良に関する基本的な考え方	
(2) 効率的な森林施業を推進するための 路網密度の水準及び作業システムの基本的考え方	
(3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を 特定する必要がある森林の所在及びその搬出方法	
(4) その他必要な事項	
6 森林施業の合理化に関する事項	19
(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	
(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	
(3) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針	
第4 森林の保全に関する事項	21
1 森林の土地の保全に関する事項	21
(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の 保全に特に留意すべき森林の地区	
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を 特定する必要がある森林及びその搬出方法	
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	
2 保安施設に関する事項	22
(1) 保安林の整備に関する方針	
(2) 保安施設地区に関する方針	
(3) 治山事業に関する方針	
(4) その他必要な方針	
3 森林の保護等に関する事項	22
(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	
(2) 鳥獣による森林被害対策の方針	
(3) 林野火災の予防の方針	
(4) その他必要な事項	
第5 計画量等	24
1 伐採立木材積	24
2 間伐面積	24
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	24
4 林道の開設又は拡張に関する計画	25

5	保安林整備及び治山事業に関する計画	28
(1)	保安林として管理すべき森林の種類別面積等	
(2)	保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	
(3)	実施すべき治山事業の数量	
第6	その他必要な事項	30
	保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	30
別表	公益的機能別施業森林の区域及び施業方法	44
(附) 参考資料		
1	森林計画区の概況	47
(1)	市町村別土地面積及び森林面積	
(2)	地況（気候）	
(3)	土地利用の現況	
(4)	産業別生産額	
(5)	産業別就業者数	
2	森林の現況	50
(1)	齢級別森林資源表	
(2)	制限林普通林別森林資源表	
(3)	市町村別森林資源表	
(4)	制限林の種類別面積	
(5)	樹種別材積表	
(6)	荒廃地の面積	
(7)	森林の被害	
3	林業の動向	61
(1)	森林組合及び生産森林組合の現況	
(2)	林業事業体等の現況	
(3)	林業労働力の概況	
(4)	林業機械化の概況（高性能林業機械）	
4	前期計画の実行状況	66
(1)	伐採立木材積	
(2)	人工造林・天然更新別面積	
(3)	林道の開設又は拡張の数量	
(4)	保安施設の数量	
5	林地の異動状況（森林計画の対象森林）	67
(1)	森林より森林以外への異動	
(2)	森林以外より森林への異動	

6	森林資源の推移 -----	67
	(1) 分期別伐採立木材積等	
	(2) 分期別期首資源表	
7	その他 -----	69
	(1) 国有林の地域別の森林計画の沿革	
	(2) 担当者の役職及び氏名並びに樹立に従事した期間	

I 計画の大綱

第1 森林計画区の概況

1 位置

本森林計画区は秋田県の中央から南部に位置し、北は米代川森林計画区、東は岩手県の馬淵川上流、北上川上流及び北上川中流森林計画区、西は子吉川森林計画区、南は宮城県の宮城北部森林計画区と山形県の最上村山森林計画区に接し、秋田市などの5市2町1村を包括する区域である。

2 自然的背景

(1) 地勢

本森林計画区は、北部は焼山(1,366m)、八幡平(1,578m)などの奥羽山脈北部山岳が連なり、東部は奥羽山脈が南北に縦走し、駒ヶ岳(1,637m)、和賀岳(1,439m)、栗駒山(1,626m)、神室山(1,365m)などの山岳により岩手県、宮城県及び山形県と接しており、三方を山地に囲まれている。一方、西部には出羽山地に属する丘陵状の山々が分布し、中央部には横手盆地が位置し、平坦地が広がっている。

主な河川として、山形県境を源とする雄物川が本森林計画区の中央を走り、役内川、皆瀬川、玉川、岩見川等の支流を集めて日本海に注いでいる。

(2) 地質及び土壌

本森林計画区の地質は、北部の太平山地域に第三紀層に属する花崗岩類、駒ヶ岳地域に安山岩類、東部の和賀岳、南部の神室山地域には凝灰岩類が分布している。

土壌は、褐色森林土が大半で、その他ポドゾル土が見られる。

(3) 気候

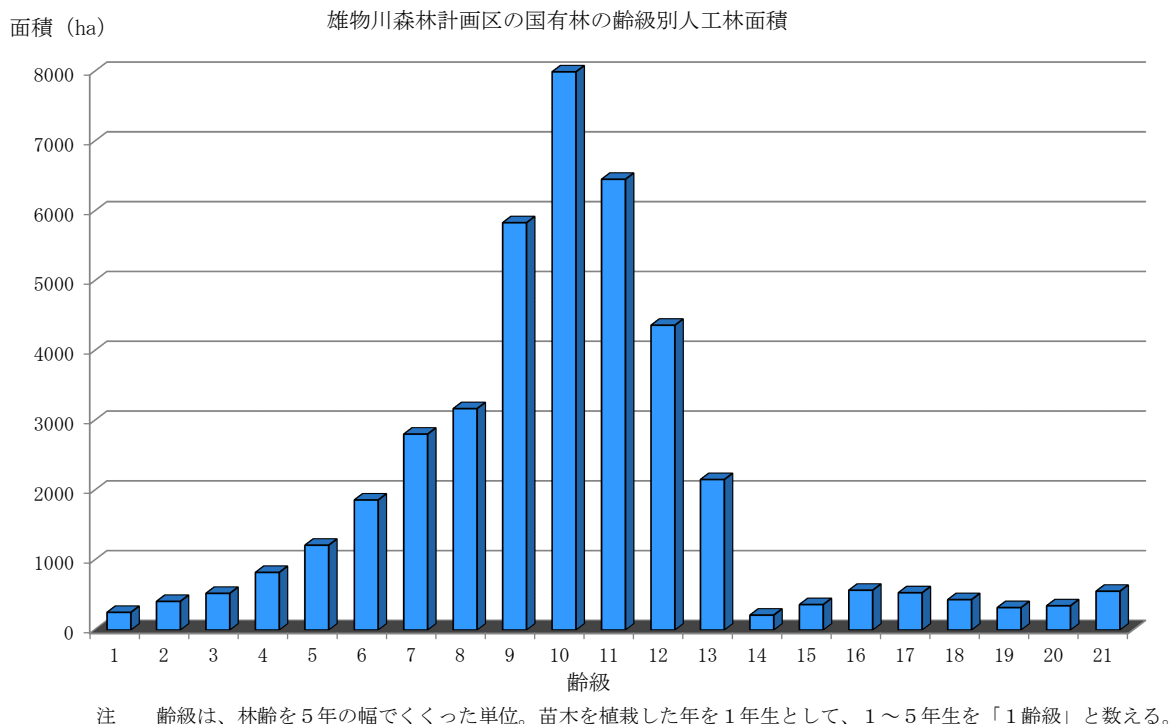
平成16年～25年の10年間における気象観測データから、最高気温は37.0℃（秋田市）、最低気温は－17.1℃（仙北市）、年平均気温は約10.7℃であり、年間降水量は1,600～2,300mm、最深積雪量は192cm（横手市）である。降雪は海岸部では少雪であるが、内陸の都市部でも1mに達し、山岳部は県内でも有数の豪雪地帯である。

(4) 林況

ア 人工林

本森林計画区の国有林の人工林面積は41千haで、立木地面積147千haの28%を占めている。また、人工林蓄積は8,443千m³で、総蓄積21,587千m³の39%を占めており、樹種別蓄積ではスギが81%、カラマツが10%、アカマツが1%となっている。

齢級別人工林面積は、下図のとおり7齢級～10齢級が人工林全体の48%を占めており、10齢級以上の高齢級人工林の割合は59%となっている。



イ 天然林

天然林面積は106千haで、立木地面積の72%を占めており、ブナ、ナラ類を主とする広葉樹が大半を占めているが、天然秋田スギやヒバ等の針葉樹も分布している。

3 社会経済的背景

(1) 土地利用の現況

本森林計画区の総面積は495千haで秋田県の総面積の43%を占めている。土地の利用状況は、森林が347千haで計画区面積の70%を占め、農地が14%（水田13%）、その他が16%となっている。

(2) 地域産業の概要

本森林計画区の就業者総数は295千人で、その産業別の割合は第1次産業が9%、第2次産業が22%、第3次産業が67%である。

総生産額は約2兆1千億円で、その産業別の割合は第1次産業が3%、第2次産業が15%、第3次産業が83%である。

なお、第1次産業に占める林業の割合は、就業者数で4%、生産額では8%となっている。

(3) 計画区における国有林の位置付け

本森林計画区の国有林面積は156千haで、計画区内の土地面積495千haの32%、森林面積347千haの45%を占めている。秋田県内にある3計画区のうち、米代川森林計画区に次いで国有林面積が大きい計画区であり、県都秋田市を包括していることから、水源涵養機能はもとより、山地災害防止機能／土壌保全機能等の森林の有する多面的機能の高度な発揮が期待さ

れている区域である。

さらに、十和田八幡平国立公園をはじめとする森林景観の優れた地域や森林レクリエーションの適地も多く、国有林が広く活用されている。



【秋田駒ヶ岳（仙北市）】

第2 前計画の実行結果の概要及びその評価

前計画の前半5ヵ年（平成22年度～平成26年度）の実行結果の概要については、次のとおりである。（平成26年度は実行予定を計上している。）

主伐については、概ね計画どおりの実績となった。

間伐については、概ね計画どおりの実績となった。

人工造林については、分収造林の契約期間の延長等により実施面積が減少したため、計画を下回る実績となった。

天然更新については、薪炭共用林組合の解散により伐採を予定していた箇所の買受辞退等が生じたことにより、計画を下回る実績となった。

林道等の開設については、豪雨等の自然災害により、当初見込まれていなかった災害箇所の拡張（改良）に優先的に対応したため、計画を下回る実績となった。

治山事業については、豪雨等の自然災害により、当初見込まれていなかった箇所の災害復旧を優先して実行し、保安林の機能を高めるための本数調整伐を実施したことなどにより、計画を上回る実績となった。

○ 前計画の前半5ヵ年の実行結果の概要

	計 画	実 行
伐採立木材積	980 千m ³	1,043 千m ³ (106)
主伐	292 千m ³	331 千m ³ (113)
間伐	688 千m ³	712 千m ³ (103)
造林面積	537 ha	284 ha (53)
人工造林	361 ha	172 ha (48)
天然更新	176 ha	112 ha (64)
林道等の開設又は拡張	開設：53.5km	開設：19.8km (37) (舗装)：4箇所 (改良)：24箇所
保安林等の整備	指定：315ha 解除：151ha	指定：ha 解除：1ha
水源かん養	指定：315ha 解除：151ha	指定：ha 解除：1ha
災害防備	指定：ha 解除：ha	指定：ha 解除：ha
保健、風致の保存等	指定：ha 解除：ha	指定：ha 解除：ha
治山事業	62 地区	113 地区

注 () 内の数値は計画量に対する実行量の割合(%)である。

第3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

森林は、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化防止等の多面的機能の発揮を通じて、国民が安全で安心して暮らせる社会の実現に重要な役割を果たしており、また、木材等の林産物の供給源として地域の経済活動と深く結びつくなど、我が国が有する貴重な再生可能資源である。その恩恵を国民が将来にわたって永続的に享受するには、森林を適正に整備・保全することが重要である。

とりわけ、戦後に積極的に造成された人工林を主体に蓄積が年々増加し、これらの人工林の多くが利用期を迎えつつある。森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るためには、適切な主伐・再造林を推進し、森林資源を有効に活用しながら、人工林の齢級構成の平準化を図るとともに、森林の現況、立地条件、国民のニーズ等を踏まえつつ、施業方法を適切に選択し、計画的に森林の整備及び保全を進め、望ましい森林の姿を目指すこととする。

その際、全ての森林は多種多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林をバランス良く配置するよう努めることとする。

さらに、これらの森林の整備及び保全の展開基盤として、路網整備の推進等の条件整備に取り組むことに努めることとする。

本計画においては、このような基本的な考え方に沿って、森林の整備及び保全の目標、森林施業に関する指針や路網整備に関する目標等森林の整備に関する事項、治山や森林の保護の方針等森林の保全に関する事項を明らかにすることとする。

なお、計画の樹立に当たっては、全国森林計画の計画事項に即しつつ、本森林計画区の特徴及び森林・林業等に関する諸施策の実施状況等を考慮し、民有林・国有林間での一層の連携強化のもと、その効率的な実行が図られるものとなるよう配慮することとする。

Ⅱ 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

雄物川国有林の地域別の森林計画の対象とする森林面積は下表のとおりである。

○ 市町村別面積

単位 面積：ha

市 町 村	面 積	備 考
総 数	156,341.75	
秋 田 市	25,282.21	秋田森林管理署
大 仙 市	15,259.64	〃
仙 北 市	66,680.21	〃
美 郷 町	4,315.69	〃
横 手 市	1,777.95	秋田森林管理署湯沢支署
湯 沢 市	31,442.63	〃
羽 後 町	1,593.67	〃
東 成 瀬 村	9,989.75	〃

注1 計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の国有林とする。

2 森林計画図の縦覧場所は、東北森林管理局計画課、秋田森林管理署及び湯沢支署とする。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

本森林計画区の国有林においては、流域における農業その他経済活動の基盤となる安定的な水資源の確保に資するよう、全面的に水源涵養機能^{かん}の維持増進を図ることとする。そのため、育成単層林については、除伐、間伐等を適切に実施し、健全な森林の育成に努めるとともに、立地条件に応じて育成複層林への転換を推進することとする。また、地質的にぜい弱な地域等においては、特に山地災害防止機能／土壤保全機能の維持増進に配慮した森林整備や地質、気候等の地域の特性に応じた治山施設の整備を推進することとする。

また、本森林計画区の国有林は、原生的あるいは優れた景観を有し、十和田湖や奥入瀬溪流に代表される十和田八幡平国立公園、栗駒国定公園等に指定されており、スキーや登山等の森林を利用したレクリエーションや温泉等の保健休養の場として多くの人々に利用され、また貴重な野生動植物が多く生育・生息している森林も多く、このような森林においては、特に保健・レクリエーション機能及び生物多様性保全機能の維持増進に配慮して整備・保全していくこととする。

併せて、木材等生産機能については、上記の適切な施業の結果得られる木材を安定供給体制の整備等の施策の推進に寄与するよう計画的に供給することにより発揮することとする。

以上の目標の実現を図るに当たり、森林の有する各機能について、その機能発揮の上から望ましい森林資源の姿は次のとおりである。

(水源涵養機能^{かん})

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。



【須川湖から望む林岳（東成瀬村）】

(山地災害防止機能／土壤保全機能)

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林。



【荒又沢（湯沢市）】

(快適環境形成機能)

大気の浄化、騒音、飛砂や風を防ぐなど良好な生活環境を保全するために、樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や粉塵等の汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。



【イメージ】

(保健・レクリエーション機能)

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。



【栗駒自然休養林（湯沢市）】

(文化機能)

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林。



【抱返溪谷（仙北市）】

(生物多様性保全機能)

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林及び陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林。



【仁別自然休養林（秋田市）】

(木材等生産機能)

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。



【仁別・太平山地区（秋田市）】

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、適切な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進する。また、これらを踏まえ森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施や森林GISの効果的な活用を図ることとする。

具体的には、森林の有する諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の実施、林道等の路網の整備、保安林制度の適切な運用、治山施設の整備、森林病虫害や野生鳥獣による被害への対策などの森林の保護等に関する取組を推進する。また、機能類型区分に応じた適切な森林施業の結果得られる木材については、計画的に供給することとする。

森林の有するこれらの機能ごとの森林整備及び保全の基本方針を下表のとおり定める。

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図ることとする。 具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、立地条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。 ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。
山地災害防止機能／土壌保全機能	山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図ることとする。 具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林地の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、立地条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。 集落等に近接する山地災害発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針
快適環境形成機能	国民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図ることとする。 具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。 快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。
保健・レクリエーション機能	観光的に魅力のある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図ることとする。 具体的には、国民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や国民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。
文化機能	史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から文化機能の維持増進を図ることとする。 具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。
生物多様性保全機能	森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すこととする。 とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。
木材等生産機能	林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図ることとする。 具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

○ 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態

		単位 面積 : ha、蓄積 : m ³ /ha	
		現 況	計画期末
面積	育成単層林 〔 森林を構成する林木を皆伐により伐採し、 人為※ ₁ により単一の樹冠層を構成する森林と して成立させ維持する森林 〕	41,225.73	38,665.23
	育成複層林 〔 森林を構成する林木を択伐※ ₂ 等により伐採 し、人為により複数の樹冠層※ ₃ を構成する森 林として成立させ維持する森林 〕	703.46	1,264.59
	天然生林※ ₄ 〔 主として天然力※ ₅ を活用することにより成立 させ維持する森林 〕	105,964.12	105,834.25
森林蓄積 (ha当たり)		146.50	157.77

※1 「人為」とは、目的に応じ、植栽、更新補助（天然下種更新のための地表かきおこし・刈払い等）、芽かき、下刈、除伐等の保育及び間伐等の作業を行うこと。

※2 「択伐」とは、森林内の成熟木を数年～数十年ごとに計画的に繰り返し伐採すること。

※3 「複数の樹冠層」とは、林齢や樹種の違いから樹木の高さが異なることにより生じるもの。

※4 「天然生林」には、未立木地、竹林等を含む。

※5 「天然力」とは、自然に散布された種子が発芽・生育することをいう。

2 その他必要な事項

(1) 溪畔周辺の整備・保全

溪流沿いや湖沼の周囲等溪畔周辺は、流域全体の生物多様性の保全に大きく貢献し、水系への土砂流出の抑制等公益的機能の発揮上重要な役割を果たしていることから、溪畔周辺の保全及びその機能や役割の維持・増進が図られるよう、本来成立すべき植生による上流から下流までの連続性の確保に努めることとする。

第3 森林の整備に関する事項

森林施業を実施するに当たっては、第2の1に定める森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的事項によるほか、次に掲げる基準によるものとする。

なお、保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第10条に規定されている森林については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うこととする。

また、森林の生物多様性の保全の観点から、施業の実施に当たっては、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木、目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努めることとする。

1 森林の立木竹の伐採に関する事項

（1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法

ア 育成単層林に導くための施業を行う森林

人工造林、ぼう芽更新又は天然下種更新により高い林地生産力が期待される森林及び森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林について、以下の事項に留意の上、実施することとする。

（ア）主伐に当たっては、自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採箇所の分散に配慮することとする。1箇所当たりの伐採面積の限度は、おおむね5ha以下（法令等による伐採面積の上限が5ha以下で指定されている場合にあってはその制限の範囲内）とする。ただし、分収林等の契約に基づく森林は契約内容による。また、林地保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。

（イ）主伐の時期については、立木の標準伐期齢以上とし、地域の森林構成を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮し、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、適切な林齢で伐採することとする。

また、伐期の長期化を行う場合は、標準伐期齢のおおむね2倍に相当する林齢を超える林齢において主伐を行うこととする。

主な樹種別の主伐の時期は下表のとおりとする。

単位 林齢：年

地 区	樹 種	施業方法	主伐の時期	更新方法
全 域	ス ギ	通常伐期	60	新 植
		長伐期	100	新 植
	カラマツ	通常伐期	60	新 植
		長伐期	80	新 植
	アカマツ	通常伐期	50	天然下種
		長伐期	100	天然下種

(ウ) 天然更新を前提とする場合には、種子の結実状況、天然稚樹の生育状況、母樹の保残等に配慮することとする。

イ 育成複層林に導くための施業を行う森林

人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意の上、実施することとする。

なお、主伐に当たっては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造を勘案して行うこととする。また、立地条件、下層木の生育条件等を踏まえ、帯状の伐採等の効率的な施業の実施についても考慮することとする。

(ア) 択伐による場合は、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率及び繰り返し期間によることとする。

(イ) 漸伐又は複層伐による場合は、伐採率、伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散等に配慮することとする。

(ウ) 天然更新を前提とする場合には、種子の結実状況、天然稚樹の生育状況、母樹の保残等に配慮することとする。

ウ 天然生林に導くための施業を行う森林

気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新及び森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意の上、実施することとする。

(ア) 主伐に当たっては、イの主伐についての留意事項によることとする。

(イ) 国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のために禁伐その他の施業を行う必要のある森林については、その目的に応じて適切な施業を行うこととする。

(2) 立木の標準伐期齢

標準伐期齢は、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案し、樹種ごとに平均成長量が最大となる年齢を基準として下表のとおり定める。

単位 林齢：年

地 区	樹 種					
	針 葉 樹				広 葉 樹	
	ス ギ	アカマツ・クロマツ	カラマツ	その他針	用材	その他
全 域	50	40	35	50	60	25

注 標準伐期齢は、立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定め、保安林の伐採規制等に用いられる。

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する基本的な事項

ア 人工造林の対象樹種

人工造林における造林すべき樹種は、適地適木を原則とし、気候、地形、土壌等の自然条件を適確に把握した上で、既往の造林実績及び林産物の需要動向等を勘案して、現地の状況に最も適合した樹種を選定することとする。

イ 人工造林の植栽本数

人工造林における植栽本数は、下表を目安とし、立地条件及び有用天然木の稚幼樹の成立状況等に応じて調整する。なお、複層林施業については、下表の植栽本数に複層伐の伐採率を乗じて得られる本数を目安とする。

ただし、保安林で植栽指定のある場合は、その指定本数以上とする。

単位：本/ha

樹 種	植 栽 本 数
ス ギ	2,500～3,000
カラマツ	2,000～2,500
ヒノキ	3,000～3,500

ウ 人工造林の標準的な方法

(ア) 地拵

林地の保護及び地力の維持を図りつつ確実な更新を行うため、末木枝条の存置状況、植生、地形等に応じた効率的な作業方法を選択することとする。

アカマツ等の有用天然木の稚幼樹が群状に生育している場合は、これを育成していくこととする。

(イ) 植付

健全な苗木を用い、適期、適作業により活着率の向上と植栽当年からの旺盛な成長が期待できるよう実施する。

エ 伐採跡地の人工造林すべき期間

公益的機能の維持、早期回復を図るため、人工造林によるものについては、原則として2年以内とする。

(2) 天然更新に関する基本的な事項

ア 天然更新の対象樹種

天然更新補助作業の対象樹種は、アカマツ、ブナ等の有用天然木とする。

イ 天然更新の標準的な方法

更新を確保し、成林させるため、地表処理、刈出し、植込み等の更新補助作業を実施することが必要かつ適当な森林については、それぞれの森林の状況に応じた方法により、施

業を行うこととする。

また、天然更新完了確認調査において、更新完了の目途が立たないと判断される場合は、刈出し等の更新補助作業を行うなど必要な措置を講ずるものとする。

(ア) 地表処理

ササや粗腐植の堆積等により天然更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行うこととする。

(イ) 刈出し

ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこととする。

(ウ) 植込み

天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽することとする。

3 間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐の標準的な方法

ア 間伐の時期

間伐は、林冠が閉鎖して林木相互間の競争による優劣が生じた時期から行うものとするが、その目安は上層木樹高がおおむね9 m、かつ収量比数がスギで0.60以上、アカマツで0.70以上、カラマツで0.65以上とする。

ただし、林分状況や近隣林分の間伐の実施状況等を踏まえ、間伐を実施することが適当と判断される場合は、これらの目安に満たない林分においても、間伐の実施について考慮することとする。

イ 間伐の繰り返し期間

間伐の繰り返し期間の目安は、おおむね10年（ただし、カラマツにあっては8年）とするが、経過年数のみで判断せず、林冠が再び閉鎖する期間と間伐効果が成長に及ぼす期間を考慮して決定することとする。

ウ 最終間伐の時期

主伐予定時期のおおむね10年前（ただし、カラマツにあっては8年前）とする。

エ 間伐率

材積間伐率は35%を超えないものとする。

なお、保安林指定施業要件等、法令により間伐率に制限が定められている場合は、その範囲内とする。

(2) 保育の標準的な方法

林木の保育は、健全な森林を確実に造成することを目的とし、その標準的な方法は以下のとおりとする。なお、その実施に当たっては画一性を排し、植栽木の生育状況等現地の実態に即した効果的な作業の時期、回数等を十分検討の上、適切に行うこととする。

ア 作業時期及び回数

作業別の作業時期及び回数の目安は下表のとおりとする。

樹種	作業種	保育作業計画 (年)														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
スギ	下刈	○	○	○	○	○	○									
	つる切							←	○	→						
	除伐(つる切)								←	○	→	←	○	→		
アカマツ	下刈	○	○	○	○	○										
	つる切						←	○	→							
	除伐(つる切)							←	○	→						

注 下刈2回刈、その他明示されていない保育については、現地の実態に即し、必要に応じ実施する。

イ 施業方法の基準

(ア) 下刈

植栽木、有用天然木の生育状況及び植生の状況等現地の実態により適切な作業方法を採用し、効率的な作業を行うこととする。下刈終期の目安は、植栽木の高さが雑草木より抜き出て、植栽木の生育に支障がなくなった時期とする。

(イ) つる切

つる類の繁茂状況により必要に応じ実施することとする。なお、かん木類の発生状況を勘案して極力除伐作業と同時に行うこととする。

(ウ) 除伐

下刈の終了後、林分が閉鎖するまでの段階で有用天然木の育成に配慮しつつ、目的樹種の生育を阻害している侵入木及び将来育成の見込みのない形質不良な植栽木の除去を目的として行うこととする。

豪雪地帯における急激な疎開は、雪害の危険があるので植栽木と侵入木の相互の配置状況を考慮し漸進的に行うこととする。

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域

公益的機能別施業森林の区域については以下の考え方に従い、別表（p45参照）のとおり定める。

ア 水源涵養機能^{かん}の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

水源涵養機能^{かん}の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域に係る地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定める。ただし、狭小な区域を定めることに特別な意義を有する治山事業施工地等についてはこの限りでない。

イ 土地に関する山地災害防止機能／土壌保全機能、快適環境形成機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

(ア) 土地に関する山地災害防止機能／土壤保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

山地災害防止機能／土壤保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域に係る地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定める。ただし、狭小な区域を定めることに特別な意義を有する治山事業施工地等についてはこの限りでない。

(イ) 快適環境形成機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

快適環境形成機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定める。

(ウ) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

保健・レクリエーション機能／文化機能／生物多様性保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定める。ただし、狭小な区域を単位として定めることに特別な意義を有する保護林、レクリエーションの森等についてはこの限りでない。

(2) 公益的機能別施業森林における森林施業の方法

ア 水源涵養機能^{かん}の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

当該区域内における施業の方法は、伐期の間隔の拡大とともに伐採面積の縮小・分散を図ることを基本として、下層植生の維持（育成複層林施業にあつては下層木の適確な生育）を図りつつ、根系の発達を確保するとともに、立地条件に応じて長伐期施業、択伐による複層林施業、択伐以外の方法による複層林施業を推進することとする。

イ 土地に関する山地災害防止機能／土壤保全機能、快適環境形成機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

当該区域内における施業の方法は、それぞれの区域の機能に応じて森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本として、長伐期施業、択伐による複層林施業、択伐以外の方法による複層林施業など、良好な自然環境の保全や快適な利用のための景観の維持・形成を目的とした施業の方法を選択することとする。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道（林業専用道を含む。以下同じ。）等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等の開設及び改良については、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出を伴う間伐の実施や多様な森林への誘導等に必要森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとする。

また、林道の開設に当たっては、森林の利用形態や地形・地質等に応じて、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとする。

○ 基幹路網の現状

単位 延長：km

	路線数	延 長
基幹路網	228	719
うち林業専用道を含む路線	8	13

注1 基幹路網は自動車道、軽車道の計である。

注2 現状については、平成26年3月31日現在の数値である。

- (2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方
高性能林業機械を含む機械作業システムの導入を推進するとともに、効率的な森林施業に資するため、その目安となる路網密度の水準及び作業システムの考え方は下表のとおりである。

○ 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

単位 路網密度：m/ha

	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地（0° ～15° ）	車両系作業システム	100以上	35以上
中傾斜地（15° ～30° ）	車両系作業システム	75以上	25以上
	架線系作業システム	25以上	25以上
急傾斜地（30° ～35° ）	車両系作業システム	60以上	15以上
	架線系作業システム	15以上	15以上
急峻地（35° ～ ）	架線系作業システム	5以上	5以上

注1 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

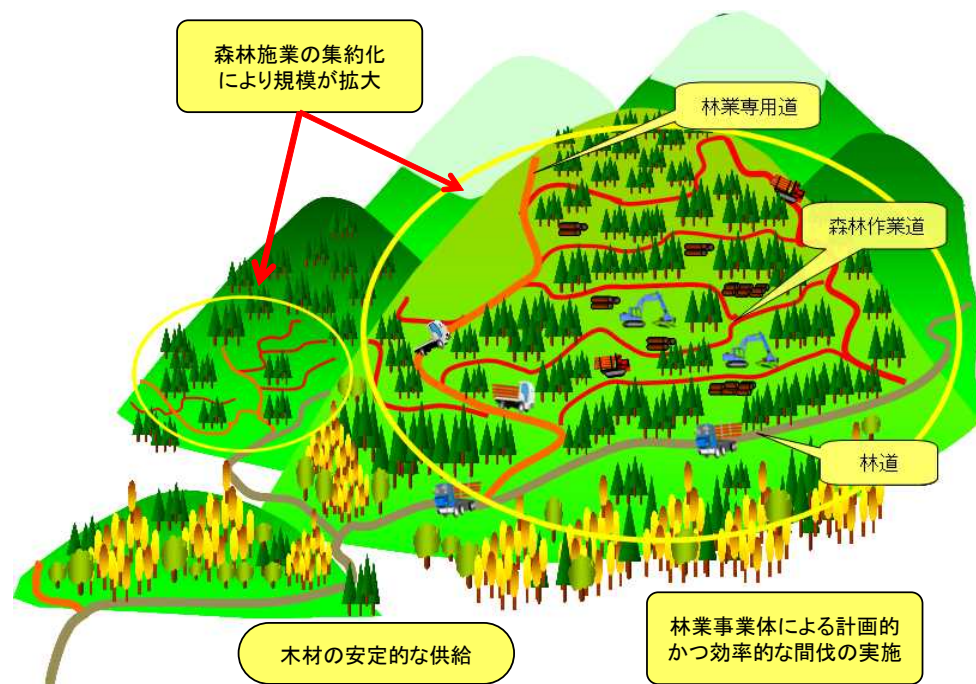
注2 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用する。

- (3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林の所在及びその搬出方法

該当なし。

- (4) その他必要な事項

林道等の開設に当たっては、林地の保全に留意するとともに、民有林と連絡調整を図りつつ、公道、民有林林道の配置状況等を勘案して路網の整備に努めることとする。



【効率的な森林施業のイメージ】

6 森林施業の合理化に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

森林の流域管理システムの確立及び国有林野事業における事業の民間実行の徹底を図る上で、合理的かつ効率的な事業規模、機械装備等を有する経営体質の強い林業事業体の育成・強化が重要である。

このため、林業事業体の体質強化、高性能林業機械の開発・導入、林業労働者の就労条件の改善、労働安全衛生の確保等に関する一般林政施策の充実とあいまって、国有林野事業としても次の方策により林業事業体の育成・強化を図るとともに、これらを通じて優れた林業労働者の確保に資することとする。

ア 事業の計画的・安定的な発注等により経営の安定化を図る。

イ 事業主への労働安全衛生対策に関する指導、就労条件の改善への配慮等を行うとともに、森林施業の多様化等に対応した実行体制を確保しうよう施工管理体制の確立に関する指導や技術指導等を行う。

(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

作業システムの高度化については、森林施業の効率化や労働災害の減少等に資する高性能林業機械の導入が重要であり、これまで国有林・民有林が連携してその普及に努めた結果、高性能林業機械を活用した作業システムへの移行は着実に広まりつつあり、労働生産性の向上、生産コストの縮減に一定の効果を上げているものの、さらなるコスト縮減等に向けて、今後も継続して普及に努めていく必要がある。

このため、民有林関係者と連携を図りつつ、現地検討会等を通じた高性能林業機械を含む機械作業システムの指導・普及、オペレーターを養成するための研修フィールドの提供に取

り組むほか、路網の整備、事業規模の確保に配慮した請負事業の発注に努め、林業事業体の高性能林業機械導入の促進に寄与するよう努めることとする。

(3) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針

国有林材の安定供給システムによる販売等を通じて木材の計画的、安定的な供給や供給ロットの拡大に努め、木材の安定的取引関係の確立等による流通・加工コストの低減に寄与し、需要者のニーズに即した製品を供給し得る体制の確立に民有林と連携しながら取り組むこととする。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

単位 面積：ha

森 林 の 所 在		面 積	留意すべき事項	備 考
市 町 村	区 域 (林班)			
総 数			1 保安林等については、指定の目的の達成に必要な施業を行う。	
秋 田 市	1～83, 201～288 (農) 1	24,709.96	2 立木の伐採に当たっては、山地災害防止機能等に支障を及ぼすことのないよう留意する。土地の形質変更は極力行わない。やむを得ず行う場合は、必要最小限の規模とし、土砂の流出の防止等の施設を設けるなど林地の保全に十分留意するものとする。	
大 仙 市	1181, 2001～2180	14,856.95		
仙 北 市	1001～1011, 1013～1159, 1161～1180, 3001～3066	64,346.61		
美 郷 町	2181～2205	4,121.42		
横 手 市	1001～1003, 1018, 1019 (山) 13, 14	1,198.01		
湯 沢 市	2～84, 1018, 1020～1029, 1031～1066	30,214.03		
羽 後 町	85～91, 94～98	1,408.70		
東成瀬村	1004～1017	9,662.49		

注 () 書きは官行造林地で契約者等名称は以下のとおり。

(農) 秋田市農業協同組合

(山) 横手市 (旧山内村)

(2) 森林の土地の保全のための林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法

該当なし。

(3) 土地の形質の変更に当たっての留意すべき事項

土地の形質の変更に当たっては、林地の保全に十分に留意することとし、地形及び地質等の条件、土地の形質変更の目的及び内容を勘案して、実施地区の選定を行うこととする。

土石の切取、盛土を行う場合には、法勾配の安定を図り、必要に応じて法面保護のための緑化工、土留工等の施設又は、排水施設等を設けることとする。また、その他の土地の形質の変更を行う場合には、その態様に応じて土砂の流出、崩壊等の防止に必要な施設を設ける等適切な保全措置を講ずることとする。

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

本森林計画区における森林に関する自然的条件、社会的要請及び保安林の配備状況を踏まえ、特に公益的機能の発揮が要請される森林については、保安林として適切に管理・保全していくこととする。

また、第3の4で定める公益的機能別施業森林の区域については、その機能を十分に発揮できるよう、必要に応じて保安林の指定施業要件の見直しを行うこととする。

(2) 保安施設地区に関する方針

該当なし。

(3) 治山事業に関する方針

治山事業については、国民の安全・安心の確保を図る観点から、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図ることとする。近年、頻発する集中豪雨や地震等による大規模災害の発生のおそれが高まっていることを踏まえ、山地災害による被害を未然に防止・軽減する事前防災・減災の考え方に立ち、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、治山施設等の設置と保安林の整備を推進することとする。

また、ダム上流等の重要な水源地や集落の水源地となっている保安林については、浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林の維持・造成を推進することとする。

加えて、流域保全の観点からの関係機関との連携や地域における避難体制の整備などのソフト対策との連携を通じた効果的な治山対策を講ずることとする。

(4) その他必要な事項

保安林の適切な管理を確保するため、保安林台帳の調整、標識の設置、巡視等を適正に行うほか、衛星デジタル画像等を活用し、保安林の現況等に関する情報の総合的な管理を推進することとする。

3 森林の保護等に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

森林病虫害等の被害対策については、保護樹帯の設置、適切な保育の実行等により病虫害等の森林被害に対する抵抗性の高い森林の整備等、被害の未然防止に努めるとともに、早期発見及び早期駆除に努め、日常の管理を通じて適時適切に行うこととする。

特に、松くい虫による被害については、被害抑制のための健全な松林の整備と被害木の伐倒駆除等の防除対策の重点化を図るとともに、関係機関と連携した監視活動等の一層の推進を図ることとする。

また、ナラ枯れ被害については秋田県内では県南部にかけて被害が見受けられることから、被害の拡大防止のため、関係機関と連携の上、重点的に巡視を行い被害木の早期発見及び早期駆除に努めることとする。

（２）鳥獣による森林被害対策の方針

野生鳥獣による森林被害については、その防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策との連携を図りつつ、森林被害のモニタリングを推進し、その結果を踏まえて、関係機関と連携して広域的な対策を総合的かつ効果的に推進することとする。

特に、ニホンジカについては近年その生息域が拡大しており、秋田県内においても目撃されているとともに定着しているとの情報もあることから、森林の有する公益的機能への影響を踏まえ、地方公共団体等との連携を図りつつ、被害の未然防止に取り組むこととする。

（３）林野火災の予防の方針

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、地元住民、地方公共団体、ボランティア等との連携を図り、林野巡視、山火事警防等を適時適切に実施することとする。

（４）その他必要な事項

森林の適正な保護のため、森林の面積、管理状況等を勘案して、林内歩道等の整備を図るとともに、森林の保護思想の普及のための標識設置等を行うこととする。

第5 計画量等

1 伐採立木材積

単位 材積：千m³

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹
総 数	2,337	2,172	164	1,134	1,055	79	1,203	1,117	86
前半5ヵ年の計画量	1,336	1,188	148	677	615	62	658	573	86

2 間伐面積

単位 面積：ha

区 分	間伐面積
総 数	16,416
前半5ヵ年の計画量	7,798

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：ha

区 分	人工造林	天然更新
総 量	1,997	625
前半5ヵ年の計画量	814	244

4 林道の開設又は拡張に関する計画

単位 延長：km 面積：ha

開設／ 拡張	種類	区分	位 置 (市町村)	路線名	延長	利用区 域面積	前半5ヵ年 の計画箇所	対図 番号	備 考
開 設	自 動 車 道	林 業 専用道	秋田市	財の神	0.6	73	○	1	
				中ノ沢支線	0.7	110	○	2	
				石淵	1.7	204	○	3	
				チチコ沢	1.6	58		4	
				割石沢	1.2	98		5	
			小 計	5 路線	5.8				
			大仙市	矢立	1.0	175	○	6	
				大台	4.7	241	○	7	うち3.1km後期
				石滝沢	0.7	127		8	
				南外	3.0	235		9	
				4 路線	9.4				
			仙北市	大水端沢	3.0	815	○	10	
				根子ノ沢	1.6	395	○	11	
				金倉	4.3	486	○	12	
				戸瀬	2.0	197	○	13	
				小柳沢	2.6	295	○	14	
				下小和瀬	2.7	234	○	15	
				元山沢	2.7	243	○	16	
				尻高沢	2.6	379	○	17	
				七沢	3.0	253	○	18	
				尻高沢第二	3.5	437	○	19	
				バナガネ沢	1.6	230	○	20	
				下谷地沢	2.0	105	○	21	
				ルス沢	2.0	141		22	
				猫沢第三	1.0	122		23	
				猫沢第二	2.0	118		24	
				新瀬沢	1.5	206		25	
				馬方	2.0	414		26	
			小 計	17路線	40.1				
			美郷町	善知鳥	1.5	112		27	
			小 計	1 路線	1.5				

単位 延長：km 面積：ha

開設／ 拡張	種類	区分	位 置 (市町村)	路線名	延長	利用区 域面積	前半５ヵ年 の計画箇所	対図 番号	備 考	
開 設	自 動 車 道	林 業 専用道	横手市	南沢	1.3	63	○	28		
				北ヶ沢	2.3	197	○	29		
				上坂部	1.6	90		30		
				小 計	3 路線	5.2				
			湯沢市	温沢	4.7	208	○	31	うち2.7km後期	
				奥人沢	2.0	150	○	32	格上	
				大倉沢	2.3	169	○	33		
				大茂内	0.8	158	○	34	格上	
				奥赤倉沢	2.3	260	○	35	格上	
				西の又	1.2	241	○	36	格上	
				大倉水沢	1.0	56	○	37	格上	
				大俣沢	1.1	72	○	38		
				桂沢Ⅱ	3.1	153	○	39		
				小滝沢	2.7	87	○	40	格上	
				下志負沢	2.6	67		41		
				ドッコモリ	2.5	197		42		
				目方石沢	1.1	82		43		
				目方石沢第2	1.5	47		44		
				下院内	0.8	46		45		
				桂の沢	1.2	88		46		
				南沢山	2.1	98		47		
				小 計	17路線	33				
				羽後町	蟻坂	1.2	61	○	48	
					八塩沢	0.8	145	○	49	
			八塩沢第2		1.4	71		50		
			小 計		3 路線	3.4				
			東成瀬村	コロゲ沢	1.2	116	○	51		
				上台沢	4.5	217	○	52		
				上台沢第2	1.8	104	○	53		
				タル沢	1.0	85		54		
				松ヶ沢	1.6	146		55		
				小 計	5 路線	10.1				
合 計				55路線	108.3					
前半５ヵ年の計画量				33路線	68.6					

単位 延長：km 面積：ha

開設／ 拡張	種類	区分	位 置 (市町村)	路線名	延長	利用区 域面積	前半５ヵ年 の計画箇所	対図 番号	備 考
拡張	自動 車道	林 業 専用道	湯沢市	黒沢	3.7		○	56	
				1 路線	3.7				
合 計				1 路線	3.7				
前半５ヵ年の計画量				1 路線	3.7				

注1 単位未満を四捨五入するため、総数と内訳の合計は必ずしも合致しない。

注2 「0」は延長が0.1km未満。

5 保安林整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面 積		備 考
		前半5ヵ年の 計画面積	
総数（実面積）	149,201.42	149,201.42	
水源かん養のための保安林	129,300.19	129,300.19	
災害防備のための保安林	23,449.67	23,449.67	
保健、風致の保存等のための保安林	13,754.83	13,754.83	

注 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源涵養のための保安林等の内訳の合計に一致しない。

② 計画期間内において保安の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 面積：ha

指定/ 解除	種 類	森 林 の 所 在		面 積		指定又は 解除を必要 とする理由
		市 町 村	区 域（林 班）		前半5ヵ年 の計画面積	
指 定	総 数			179.67	179.67	
	水 源 かん養	東 成 瀬 村	1016	179.67	179.67	水源の涵養 のため
解 除	総 数			153.67	153.67	
	水 源 かん養	湯 沢 市	10, 28, 29	15.58	15.58	・再生可能 エネルギー 発電設備 用地(地熱) ・道路用地
		東 成 瀬 村	1010, 1011, 1015	138.09	138.09	ダム用地

注 種類欄の保安林の略称は以下のとおり。

水源かん養＝水源かん養のための保安林

保健風致＝保健、風致の保存等のための保安林

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

該当なし。

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

該当なし。

(3) 実施すべき治山事業の数量

森林の所在		治山事業施工地区数		主な工種	備 考
市町村	区 域		前半5ヵ年の計画		
秋田市	22, 25, 26, 29, 32, 33, 36, 41, 42, 52, 53, 71, 72, 218, 223	15	6	溪間工	
大仙市	2019, 2021, 2026, 2037, 2038, 2040, 2042～2044, 2046, 2051, 2053, 2087, 2088, 2099, 2112, 2127, 2128, 2172, 2173	20	10	溪間工	
仙北市	1087, 1088, 1142, 1161, 3007, 3011, 3012～3014, 3052, 3065	11	6	溪間工	
美郷町	2204, 2205	2	2	溪間工	
横手市	1002	1	1	溪間工	
湯沢市	3, 6, 8, 22, 33, 39, 64, 1032, 1034, 1042, 1043, 1062, 1063	13	7	溪間工 山腹工	
羽後町	90, 91	2	0	溪間工	
合 計		64	32		

第6 その他必要な事項

○ 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)
	市 町 村	区 域 (林 班)			
水かん	秋 田 市	1～83, 201, 203～206, 209～216, 222～226, 229～263, 268～288 (農) 1	19,756.33	別紙1の とおり	保 健 879.37 砂 指 21.14 県特1 374.47 県特2 1,790.24 県特3 2,774.29
	大 仙 市	2001～2180	14,420.22		土 流 2,194.47 砂 指 64.90 県特1 942.78 県特2 1,939.86 県特3 724.77 鳥保特 587.72 史 跡 0.25
	仙 北 市	1001～1011, 1013～1076, 1078～1098, 1100～1159, 1162～1172, 3001～3052, 3059～3065	49,772.03		保 健 4,358.00 土 流 334.18 砂 指 283.03 国特保 617.21 国特1 3,213.17 国特2 4,842.06 国特3 9,185.54 県特1 5.78 県特2 0.99 県特3 765.05 鳥保特 2,723.93 史 跡 17.05
	美 郷 町	2181～2198, 2201～2205	3,689.26		土 流 1,522.83 砂 指 50.72 県特1 594.58 県特2 1,067.78 県特3 34.34 史 跡 7.09
	横 手 市	1001～1003, 1018, 1019 (山) 13, 14	1,188.92		土 流 11.57 砂 指 10.11

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)
	市 町 村	区 域 (林 班)			
水かん	湯 沢 市	2～15, 18～84, 1018, 1020～1029, 1032～1066 (藤) 1	29,415.07	別紙1の とおり	保 健 5,205.94 砂 指 265.49 定特保 2,865.22 定特1 2,719.69 定特2 2,035.69 定特3 11,637.14 鳥保特 1,240.71 史 跡 0.89
	羽 後 町	85～91, 95～98	1,381.96		砂 指 4.00
	東成瀬村	1004～1015, 1017	9,650.40		保 健 835.44 砂 指 48.69 定特保 293.24 定特1 312.17 定特2 257.52 定特3 1,334.86 鳥保特 291.93
	小計		129,274.19		
土 流	秋 田 市	201, 202, 207, 208, 211, 216～222, 227, 228, 262～267	4,611.44		保 健 388.36 砂 指 1.79 県特1 71.72 県特2 550.26 県特3 354.87 県環特 126.83
	大 仙 市	1181, 2152, 2154, 2156～2168, 2174～2178	2,452.29		水かん 2,194.47 砂 指 20.11 県特1 832.29 県特2 1,263.98 鳥保特 335.45

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)
	市 町 村	区 域 (林 班)			
土 流	仙 北 市	1007, 1074, 1172～1180, 3002, 3011, 3052～3062, 3064～3066	13,788.09	別紙１の とおり	水かん 334.18 保 健 1,573.11 砂 指 132.27 国特保 266.29 国特１ 99.58 国特２ 1,169.95 県特１ 5.81 県特２ 257.98 県特３ 487.96 史 跡 266.29
	美 郷 町	2183～2185, 2190～2194, 2199～2200	1,910.20		水かん 1,522.83 砂 指 14.26 県特１ 594.58 県特２ 926.67 史 跡 7.09
	横 手 市	1019 (成) 2, (山) 14	11.68		水かん 11.57
	湯 沢 市	1, 16, 17, 81	554.92		砂 指 1.94
	羽 後 町	94	11.75		
	小 計		23,340.37		
土 崩	仙 北 市	1161	3.63		
	小 計		3.63		
干 害	湯 沢 市	1029	15.34		
	小 計		15.34		
なだれ	仙 北 市	3044	3.04		
	湯 沢 市	3, 82, 1031	87.29		砂 指 0.33 定特２ 3.24 定特３ 71.29
	小 計		90.33		
保 健	秋 田 市	1～8, 10～16, 20～26, 201～202, 229	1,317.14		水かん 879.37 土 流 388.36 砂 指 20.06 県特１ 326.45 県特２ 941.28

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)
	市 町 村	区 域 (林 班)			
保 健	仙 北 市	1099～1100, 1168～1169, 1172～1173, 1176～1179, 3013～3016, 3050～3052, 3064～3065, 3066	6,395.21	別紙１の とおり	水かん 4,358.00 土 流 1,573.11 砂 指 49.60 国特保 597.85 国特１ 970.64 国特２ 2,445.99 国特３ 1,618.71 県特１ 7.11 県特２ 618.65 県特３ 136.26
	湯 沢 市	4, 5, 8, 33～37, 41, 42, 56, 63, 67, 1037, 1039, 1041～1043, 1054～1058, 1060, 1063, 1066	5,205.94		水かん 5,205.94 砂 指 8.25 定特保 1,624.51 定特１ 2,380.28 定特２ 1,000.72 定特３ 200.43
	東成瀬村	1004, 1005, 1013, 1014	835.44		水かん 835.44 定特保 293.24 定特１ 106.67 定特２ 236.44 定特３ 113.82 鳥保特 291.93
	小計		13,753.73		
	計		166,478.69		
風 致	仙 北 市	1139	1.10		県史跡 1.10
	小計		1.10		
砂 指	秋 田 市	7, 8, 23～25, 44, 48, 57, 58, 60, 201～205, 214～215, 223, 224, 238, 245～248, 252～254, 268, 269, 272, 277～279, 285～287	140.81		水かん 21.14 土 流 1.79 保 健 20.06 県特１ 15.09 県特２ 36.19 県特３ 7.59

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)	
	市 町 村	区 域 (林 班)				
砂 指	大 仙 市	1181, 2028, 2030, 2033, 2064～2066, 2071, 2072, 2086, 2089～2092, 2094～2103, 2105, 2147～2149, 2151, 2153, 2154, 2166, 2169, 2170, 2172～2175, 2179～2180	139.40	別紙3の とおり	水かん	64.90
					土 流	20.11
					県特1	22.57
					県特2	30.94
	仙 北 市	1001～1003, 1007, 1008, 1010, 1011, 1015, 1016, 1018, 1028～1030, 1035～1037, 1039, 1046, 1048, 1049, 1051, 1052, 1058, 1061, 1062, 1065～1067, 1070～1072, 1075～1077, 1082, 1086, 1088～1091, 1094, 1110, 1111, 1130, 1143, 1146, 1152～1154, 1164～1166, 1173, 1176, 1179, 1180, 3006, 3011, 3015, 3017, 3018, 3020～3025, 3032～3037, 3044, 3048, 3050～3055, 3057, 3058, 3061～3064	762.62		水かん	283.03
					土 流	132.27
					保 健	49.60
					国特2	86.87
					国特3	136.63
					県特2	0.10
					県特3	7.89
					鳥保特	43.49
	美 郷 町	2182, 2184～2194, 2196, 2198～2200	57.70		水かん	50.72
					土 流	14.26
					県特2	8.97
	横 手 市	1001, 1002	10.11		水かん	10.11
	湯 沢 市	1～3, 5～9, 30, 32, 34～40, 44～48, 52, 53, 55, 57～59, 61, 64, 65, 68, 70～72, 74～76, 78, 81, 1035～1037, 1061, 1063	268.54		水かん	265.49
					土 流	1.94
					なだれ	0.33
					保 健	8.25
					定特保	4.80
					定特1	3.45
					定特2	2.46
					定特3	159.88

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)	
	市 町 村	区 域 (林 班)				
	羽 後 町	97～98	4.00		水かん	4.00
	東成瀬村	1006, 1010～1013, 1015	48.69		水かん	48.69
					定特3	26.63
計			1,431.87			
国特保	仙 北 市	3016, 3017, 3052	888.20	別紙2の とおり	水かん	617.21
					土 流	266.29
					保 健	597.85
					史 跡	270.99
小計			888.20			
国特1	仙 北 市	3014～3022, 3030～3031, 3033～3036, 3050～3052	3,322.32		水かん	3,213.17
					土 流	99.58
					保 健	970.64
					鳥保特	1,170.64
小計			3,322.32		史 跡	1.99
国特2	仙 北 市	3013～3023, 3030～3031, 3033～3036, 3040, 3046, 3048, 3051, 3052 (生) 4～5	6,027.51		水かん	4,842.06
					土 流	1,169.95
					保 健	2,445.99
					砂 指	86.87
					鳥保特	1,553.29
					史 跡	9.28
小計			6,027.51			
国特3	仙 北 市	3013～3017, 3022, 3023, 3030, 3031, 3033～3036, 3039, 3049, 3050, 3052 (生) 5～6	9,295.46		水かん	9,185.54
					保 健	1,618.71
					砂 指	136.63
小計			9,295.46			
計			19,533.49			
定特保	湯 沢 市	36, 37, 41, 42, 1049, 1050, 1054, 1055	2,865.22		水かん	2,865.22
					保 健	1,624.51
					砂 指	4.80
					鳥保特	1,240.71
	東成瀬村	1013, 1014	293.25		水かん	293.24
					保 健	293.24
					鳥保特	291.93
小計			3,158.47			

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)
	市 町 村	区 域 (林 班)			
定特 1	湯 沢 市	4, 33～35, 54～56, 63, 67, 68, 1039, 1041, 1042, 1056～1058, 1060, 1063, 1066	2,719.94	別紙 2 の とおり	水かん 2,719.69 保 健 2,380.28 砂 指 3.45
	東 成 瀬 村	1004, 1005, 1014	312.17		水かん 312.17 保 健 106.67
	小 計		3,032.11		
定特 2	湯 沢 市	1, 2, 4, 5, 8, 41, 43～46, 49, 56, 63, 1031, 1034～1044, 1046～1048, 1053	2,061.14		水かん 2,035.69 なだれ 3.24 保 健 1,000.72 砂 指 2.46
	東 成 瀬 村	1013, 1014	261.66		水かん 257.52 保 健 236.44
	小 計		2,322.80		
定特 3	湯 沢 市	2, 3, 5, 8, 30～34, 38～41, 43～49, 54, 55, 57, 62, 63, 66～68, 1030～1048, 1051, 1052, 1058, 1059, 1061～1065	11,994.43		水かん 11,637.14 なだれ 71.29 保 健 200.43 砂 指 159.88 史 跡 0.70
	東 成 瀬 村	1012～1014	1,336.28		水かん 1,334.86 保 健 113.82 砂 指 26.63
	小 計		13,330.71		
計			21,844.09		
県特 1	秋 田 市	1, 2, 4～6, 10, 11, 14～16, 73, 76～79, 81, 201, 202, 207, 211, 277, 286	461.35	別紙 3 の とおり	水かん 374.47 土 流 71.72 保 健 326.45 砂 指 15.09
	大 仙 市	2154, 2158～2164, 2166～2167, 2174～2175	944.65		水かん 942.78 土 流 832.29 砂 指 22.57 鳥保特 263.80
	仙 北 市	1099, 1100, 1126, 1169, 3066	16.29		水かん 5.78 土 流 5.81 保 健 7.11 史 跡 5.78

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)
	市 町 村	区 域 (林 班)			
県特 1	美 郷 町	2183～2185, 2190～2192	599.03	別紙 3 の とおり	水かん 594.58 土 流 594.58
	小計		2,021.32		
県特 2	秋 田 市	1～3, 6～26, 73～76, 201～203, 205, 207, 208, 214, 215, 217, 219～221, 223～231, 234～236, 238, 239, 277, 286	2,378.16		水かん 1,790.24 土 流 550.26 保 健 941.28 砂 指 36.19
	大 仙 市	2154, 2156～2163, 2165, 2168～2170, 2172～2180	1,946.22		水かん 1,939.86 土 流 1,263.98 砂 指 30.94 鳥保特 323.92 史 跡 0.25
	仙 北 市	1099～1101, 1168, 1169, 1172, 1173, 1176～1179, 3064～3066 (檜) 16	649.28		水かん 0.99 土 流 257.98 保 健 618.65 砂 指 0.10
	美 郷 町	2183～2186, 2189～2194	1,073.95		水かん 1,067.78 土 流 926.67 砂 指 8.97 史 跡 7.09
	小計		6,047.61		
県特 3	秋 田 市	1～6, 9, 10, 12, 14～21, 23, 25, 26, 73～83, 201, 202, 204, 207, 208, 210, 211, 224～227, 231, 232, 234～236, 238, 277	3,158.20		水かん 2,774.29 土 流 354.87 砂 指 7.59
	大 仙 市	2155, 2163～2165, 2179	728.36		水かん 724.77
	仙 北 市	1099～1101, 1126, 1162～1169, 1172, 1176～1179, 3063, 3066 (桧) 16	1,431.09		水かん 765.05 土 流 487.96 保 健 136.26 砂 指 7.89
	美 郷 町	2182	34.46		水かん 34.34
	小計		5,352.11		
計			13,421.04		

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)	
	市 町 村	区 域 (林 班)				
県環特	秋 田 市	265	126.83		土 流	126.83
	小計		126.83			
	計		126.83			
鳥保特	大 仙 市	2157～2159	587.72	別紙3の とおり	水かん	587.72
					土 流	335.45
					県特1	263.80
					県特2	323.92
	仙 北 市	3018～3021	2,767.42		水かん	2,723.93
					砂 指	43.49
					国特1	1,170.64
					国特2	1,553.29
	湯 沢 市	1049, 1050	1,240.71		水かん	1,240.71
					定特保	1,240.71
	東 成 瀬 村	1013, 1014	291.93		水かん	291.93
					保 健	291.93
					定特保	291.93
	計		4,887.78			
史 跡	大 仙 市	2179	0.25		水かん	0.25
	仙 北 市	1126, 3014, 3052	288.04		水かん	17.05
					土 流	266.29
					国特保	270.99
					国特1	1.99
					国特2	9.28
					県特1	5.78
	美 郷 町	2183	7.09		水かん	7.09
					土 流	7.09
					県特2	7.09
	湯 沢 市	30, 73	0.89		水かん	0.89
					定特3	0.70
	計		296.27			
県史跡	仙 北 市	1139	1.10		風 致	1.10
	計		1.10			

注 1 種類及び備考欄の重複制限林の略称は、以下のとおり。

水かん＝水源かん養保安林	定特保＝国定公園特別保護地区
土 流＝土砂流出防備保安林	定特 1＝国定公園第 1 種特別地域
土 崩＝土砂崩壊防備保安林	定特 2＝国定公園第 2 種特別地域
干 害＝干害防備保安林	定特 3＝国定公園第 3 種特別地域
なだれ＝なだれ防止保安林	県特 1＝県立自然公園第 1 種特別地域
保 健＝保健保安林	県特 2＝県立自然公園第 2 種特別地域
風 致＝風致保安林	県特 3＝県立自然公園第 3 種特別地域
砂 指＝砂防指定地	県環特＝県自然環境保全地域特別地区
国特保＝国立公園特別保護地区	鳥保特＝鳥獣保護区特別保護地区
国特 1＝国立公園第 1 種特別地域	史 跡＝史跡名勝天然記念物
国特 2＝国立公園第 2 種特別地域	県史跡＝県条例に基づく史跡名勝天然記念物
国特 3＝国立公園第 3 種特別地域	

2 () 書きは官行造林地で契約者等名称は以下のとおり。

(農) 秋田市農業協同組合	(成) 横手市西成瀬財産区
(山) 横手市 (旧山内村)	(藤) 藤原貞一
(桧) 仙北市 (旧桧木内財産区)	(生) 仙北市 (旧生保内財産区)

別紙 1 保安林の指定施業要件

事 項	基 準
1 伐採の方法	1 主伐に係るもの (1) 水源のかん養又は風害、干害若しくは霧害の防備をその指定の目的とする保安林にあつては、原則として、伐採種の指定をしない。 (2) 土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備、飛砂の防備、水害、潮害若しくは雪害の防備、魚つき、航行の目標の保存、公衆の保健又は名所若しくは旧跡の風致の保存をその指定の目的とする保安林にあつては、原則として、択伐による。 (3) なだれ若しくは落石の危険の防止若しくは火災の防備をその指定の目的とする保安林又は保安施設地区内の森林にあつては、原則として、伐採を禁止する。 (4) 伐採の禁止を受けない森林につき伐採をすることができる立木は、原則として、標準伐期齢以上のものとする。 2 間伐に係るもの (1) 主伐に係る伐採の禁止を受けない森林にあつては、伐採をすることができる箇所は、原則として、農林水産省令で定めるところにより算出される樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。 (2) 主伐に係る伐採の禁止を受ける森林にあつては、原則として、伐採を禁止する。
2 伐採の限度	1 主伐に係るもの (1) 同一の単位とされる保安林等において伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、原則として、当該同一の単位とされる保安林等のうちこれに係る伐採の方法として択伐が指定されている森林及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外のものの面積の合計に相当する数を、農林水産省令で定めるところにより、当該指定の目的を達成するため相当と認められる樹種につき当該指定施業要件を定める者が標準伐期齢を基準として定める伐期齢に相当する数で除して得た数に相当する面積を超えないものとする。 (2) 地形、気象、土壌等の状況により特に保安機能の維持又は強化を図る必要がある森林については、伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる1箇所当たりの面積の限度は、農林水産省令で定めるところによりその保安機能の維持又は強化を図る必要の程度に応じ当該指定施業要件を定める者が指定する面積とする。 (3) 風害又は霧害の防備をその指定の目的とする保安林における皆伐による伐採は、原則としてその保安林のうちその立木の全部又は相当部分がおおむね標準伐期齢以上である部分が幅20メートル以上にわたり帯状に残存することとなるようにするものとする。

事 項	基 準
2 伐採の限度	(4) 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に農林水産省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。 2 間伐に係るもの 伐採年度ごとに伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る第1号2(1)の樹冠疎密度が10分の8を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実にであると認められる範囲内の材積を超えないものとする。
3 植 栽	1 方法に係るもの 満1年以上の苗を、おおむね、1ヘクタール当たり伐採跡地につきの確な更新を図るために必要なものとして農林水産省令で定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。 2 期間に係るもの 伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。 3 樹種に係るもの 保安機能の維持又は強化を図り、かつ、経済的利用に資することができる樹種として指定施業要件を定める者が指定する樹種を植栽するものとする。

別紙２ 自然公園における施業の方法

区 分	施 業 の 方 法
特 別 保護地区	森林の施業に関する制限について、環境大臣はそれぞれの地区につき農林水産大臣と協議して定めるものとする。
第 1 種 特別地域	1 禁伐とする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り単木択伐法を行うことができる。 2 単木択伐法は、次の規定により行う。 (1) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。 (2) 択伐率は、現在蓄積の10%以内とする。
第 2 種 特別地域	1 択伐法によるものとする。ただし、風致の維持に支障のない限り、皆伐法によることができる。 2 公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く）は、原則として単木択伐法によるものとする。 3 伐期齢は標準伐期齢に見合う年齢以上とする。 4 択伐率は用材林においては、現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては、60%以内とする。 5 伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認める場合は、環境省自然環境局長及び県知事は、伐区、樹種、林型の変更を要望することができる。 6 特に指定した風致樹については、保育及び保護につとめること。 7 皆伐法による場合その伐区は次のとおりとする。 (1) 1 伐区の面積は2ヘクタール以内とする。ただし、疎密度3より多く保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。 (2) 伐区は更新後5年以上経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区はつとめて分散させなければならない。
第 3 種 特別地域	全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。

別紙 3 砂防指定地等の施業方法

区 分	施 業 の 方 法
砂防指定地	「砂防法施行条例」（平成15年 3 月11日秋田県条例第32号）で定めるところによる。
県自然環境保全地域 特別地区	「秋田県自然環境保全条例」（昭和48年 3 月30日秋田県条例第23号）で定めるところによる。
鳥獣保護区 特別保護地区	「鳥獣保護区内の森林施業について」（昭和39年 1 月17日38林野計第1043号）による。
史跡名勝天然記念物	「文化財保護法」（昭和25年法律第214号）で定めるところによる。
県史跡名勝天然記念物	「秋田県文化財保護条例」（昭和52年12月22日秋田県条例第41号）で定めるところによる。

計 画 事 項 の 別 表

別表 公益的機能別施業森林の区域及び施業方法

1 水源の涵養^{かんよう}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林 班)	面 積	施業方法
総 数		154,257.70	
秋 田 市	計	24,981.62	伐期の延長 長伐期施業 複層林施業 (択伐) (択伐以外)
	1～83, 201～288, 500		
大 仙 市	計	15,090.29	
	1181, 2001～2180, 2500		
仙 北 市	計	66,247.09	
	1001～1180, 1500, 3001～3066, 3500		
美 郷 町	計	4,315.69	
	2181～2205		
横 手 市	計	1,328.44	
	1001～1003, 1018, 1019, 1500		
湯 沢 市	計	30,810.16	
	1～84, 500, 1018, 1020～1066, 1500		
羽 後 町	計	1,583.00	
	85～98		
東成瀬村	計	9,901.41	
	1004～1017		

注 森林の所在の詳細（林小班）については、東北森林管理局計画課に備え置く別冊で表示する。

2 土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

① 土地に関する災害の防止機能、土壌の保全機能の維持増進を図る森林

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林 班)	面 積	施業方法
総 数		47,558.29	
秋 田 市	計 7, 8, 21～26, 30, 44, 48, 57, 58, 60, 201～208, 210, 211, 214～224, 226～229, 231～236, 238, 245～248, 252～255, 262～272, 277～279, 282, 283, 285～287	5,922.82	伐期の延長 長伐期施業 複層林施業 (択伐) (択伐以外)
大 仙 市	計 1181, 2028, 2030, 2033, 2064～2066, 2071, 2072, 2086, 2089～2092, 2094～2103, 2105, 2116, 2144～2149, 2151～2170, 2172～2180	4,329.40	
仙 北 市	計 1001～1003, 1007, 1008, 1010, 1011, 1015～1021, 1025, 1027～1030, 1035～1037, 1039, 1041～1043, 1046, 1048, 1049, 1051～1054, 1058, 1061, 1062, 1065～1077, 1082, 1086, 1088～1091, 1094, 1099, 1110, 1111, 1130, 1139, 1143, 1146, 1152～1154, 1161, 1164～1166, 1169, 1172～1180, 3001～3007, 3009～3012, 3014～3018, 3020～3038, 3041, 3043～3045, 3048～3066	22,722.13	
美 郷 町	計 2181～2200, 2202～2204	2,466.11	
横 手 市	計 1001～1003, 1019	444.23	
湯 沢 市	計 1～9, 11～13, 15～21, 24, 25, 30～40, 43～48, 52～59, 61, 63～68, 70～72, 74～76, 78, 80～82, 1021～1024, 1028, 1030～1039, 1042, 1044～1048, 1051, 1059, 1061, 1063～1065	7,716.80	
羽 後 町	計 94, 97, 98	174.40	
東成瀬村	計 1004～1006, 1008～1015, 1017	3,782.40	

注 森林の所在の詳細(林小班)については、東北森林管理局計画課に備え置く別冊で表示する。

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林

該当なし。

③ 保健文化機能の維持増進を図る森林

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林 班)	面 積	施業方法
総 数		51,227.44	
秋 田 市	計	7,157.49	伐期の延長 長伐期施業 複層林施業 (択伐) (択伐以外)
	1～26, 34, 73～79, 81, 201～208, 210, 211, 214～232, 234～236, 238, 239, 265, 277, 286		
大 仙 市	計	2,013.23	
	2116, 2125, 2144, 2155～2165, 2172～2176 2178～2180		
仙 北 市	計	22,377.10	
	1042～1045, 1053, 1054, 1056, 1059, 1060, 1071～1073, 1075, 1099～1101, 1119, 1126, 1139, 1159, 1168～1170, 1172～1179, 3003, 3005, 3006, 3009, 3011～3025, 3030, 3031, 3033～3036, 3040, 3041, 3043～3052, 3055～3058, 3062～3066		
美 郷 町	計	1,030.86	
	2181～2186, 2190～2192, 2202～2204		
湯 沢 市	計	12,851.66	
	4, 5, 8, 10, 30, 33～37, 41～43, 45, 46, 49, 54～57, 62, 63, 66～68, 73, 78, 81～83, 1020, 1021, 1028, 1031～1044, 1049, 1050, 1052～1060, 1062, 1063, 1066		
東成瀬村	計	5,797.10	
	1004, 1005, 1010～1014		

注 森林の所在の詳細（林小班）については、東北森林管理局計画課に備え置く別冊で表示する。

(附) 参 考 资 料

1 森林計画区の概況

(1) 市町村別土地面積及び森林面積

単位 面積：ha 比率：％

区 分	区域面積 ①	森林面積			森林比率 ②／①×100
		総数②	国有林	民有林	
総 数	495,242	346,896	156,342	190,554	70
秋 田 市	90,567	62,021	25,282	36,739	68
横 手 市	69,304	37,592	1,778	35,814	54
湯 沢 市	79,072	64,012	31,443	32,569	81
大 仙 市	86,667	50,066	15,260	34,806	58
仙 北 市	109,364	92,094	66,680	25,414	84
美 郷 町	16,836	7,376	4,316	3,060	44
羽 後 町	23,075	15,476	1,594	13,882	67
東 成 瀬 村	20,357	18,260	9,990	8,270	90

注1 区域面積は、国土地理院「平成25年度全国都道府県市区町村別面積調」による。

2 国有林面積は林野庁所管面積（官行造林を含む）で、民有林面積は地域森林計画対象面積。

3 単位未満を四捨五入するため、総数と内訳の合計は必ずしも一致しない。

(2) 地況（気候）

単位 気温：℃ 降水量：mm 積雪量：cm

観測地	気 温			年間降水量	最深積雪量	備 考
	最 高	最 低	年平均			
秋 田	37.0	-8.3	12.1	1,746	74	
岩見三内	36.4	-15.0	10.6	2,045	—	
角 館	36.9	-14.6	10.8	2,227	164	
田 沢 湖	35.7	-17.1	9.8	2,227	—	
大 正 寺	35.4	-14.7	10.5	2,105	123	
大 曲	36.3	-15.2	10.9	1,826	—	
横 手	36.4	-13.9	11.3	1,778	192	
湯 沢	35.4	-15.6	10.8	1,609	175	
湯 の 岱	34.7	-12.7	9.5	2,163	180	

資料 気象庁（2004～2013年）による。

注1 気温の年平均及び年間降水量は2004～2013年までの10ヵ年平均。

2 「—」はデータなし。

(3) 土地利用の現況

単位 面積：ha

区 分	総 数	森 林	農 地			その他
			総 数	うち田	うち畑	
総 数	495,242	346,896	70,732	63,664	7,068	77,614
秋 田 市	90,567	62,021	9,250	8,550	699	19,296
横 手 市	69,304	37,592	17,800	15,600	2,150	13,912
湯 沢 市	79,072	64,012	6,750	5,890	863	8,310
大 仙 市	86,667	50,066	20,100	18,500	1,650	16,501
仙 北 市	109,364	92,094	5,510	4,910	599	11,760
美 郷 町	16,836	7,376	6,650	6,220	431	2,810
羽 後 町	23,075	15,476	4,040	3,600	438	3,559
東 成 瀬 村	20,357	18,260	632	394	238	1,465

資料 農地は農林水産省統計部「耕地面積調査」(平成23年)による。

(4) 産業別生産額

単位 百万円

区 分	総 生 産	第 1 次産業				第 2 次産業	第 3 次産業
		総 額	農 業	林 業	水産業		
総 数	2,095,247	55,435	51,099	4,275	61	306,027	1,735,267
秋 田 市	1,230,371	7,116	6,353	741	22	144,658	1,079,467
横 手 市	304,582	16,134	14,912	1,216	6	65,244	223,419
湯 沢 市	138,080	4,917	4,275	610	32	26,957	106,304
大 仙 市	255,629	14,142	13,460	682	—	39,024	202,644
仙 北 市	78,126	4,211	3,698	513	—	12,151	61,819
美 郷 町	46,892	4,244	4,160	84	—	8,678	34,003
羽 後 町	34,866	4,251	3,975	276	—	7,008	23,632
東 成 瀬 村	6,701	420	266	153	1	2,307	3,979

資料 「平成23年度秋田県市町村民経済計算」による。

注 総生産は、帰属利子等控除後であるため、各産業別生産額の合計値より過小となる。

(5) 産業別就業者数

単位 人

区 分	総 数	第 1 次産業				第 2 次産業	第 3 次産業
		総 数	農 業	林 業	漁 業		
総 数	295, 176	25, 763	24, 618	1, 095	50	65, 354	197, 910
秋 田 市	147, 018	3, 066	2, 700	345	21	23, 583	114, 459
横 手 市	47, 396	7, 939	7, 802	135	2	12, 282	27, 145
湯 沢 市	23, 991	3, 207	3, 051	142	14	7, 924	12, 834
大 仙 市	42, 349	6, 142	5, 983	149	10	11, 226	24, 856
仙 北 市	13, 954	1, 883	1, 658	223	2	3, 556	8, 470
美 郷 町	10, 881	1, 904	1, 880	24	—	3, 411	5, 557
羽 後 町	8, 142	1, 384	1, 339	45	—	2, 838	3, 918
東 成 瀬 村	1, 445	238	205	32	1	534	671

資料 総務省統計局「平成22年国勢調査」による。

注 総数には「不詳」を含むため、総数と内訳の合計は合致しない。

2 森林の現況

(1) 齢級別森林資源表

単位 面積:ha 材積:立木は1,000 m³ 立竹は1,000束 成長量:1,000m³/年

区分		総数			1 齢級			2 齢級			3 齢級			4 齢級		
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
立木地	総数	156,341.75	21,591	371	276.39			437.12			753.37	4	1	1,482.18	23	3
		147,352.55	21,587	371	276.39			437.12			753.37	4	1	1,482.18	23	3
		49,599.94	9,160	267	253.30			410.58			519.72	3	1	821.27	13	2
	総数	97,752.61	12,427	104	23.09			26.54			233.65			660.91	10	1
		41,228.12	8,443	271	253.30			410.58			525.36	3	1	825.23	14	2
		40,256.47	7,600	262	253.30			410.58			519.72	3	1	821.27	13	2
	人工林	971.65	843	9							5.64			3.96		
		40,687.34	8,259	267	208.68			284.11			441.45	3		739.11	12	2
		39,715.69	7,416	258	208.68			284.11			435.81	3		735.15	12	2
	育成林	971.65	842	9							5.64			3.96		
天然林	総数	(540.78)														
		540.78	184	4	44.62			126.47			83.91	1		86.12	1	
		540.78	183	4	44.62			126.47			83.91	1		86.12	1	
	総数	106,124.43	13,144	100	23.09			26.54			228.01			656.95	9	1
		9,343.47	1,560	5												
		96,780.96	11,584	94	23.09			26.54			228.01			656.95	9	1
	育成林															
	総数	1,711.51	189	3				2.24			114.54			51.27	2	
173.18		37														
1,538.33		153	3				2.24			114.54			51.27	2		
天然生	104,412.92	12,954	96	23.09			24.30			113.47			605.68	8	1	
	9,170.29	1,523	5													
	95,242.63	11,431	91	23.09			24.30			113.47			605.68	8	1	
竹林																
無立木地		8,989.20	4													

注1 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。

2 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

3 () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

単位 面積:ha 材積:立木は $1,000\text{m}^3$ 立竹は $1,000$ 束 成長量: $1,000\text{m}^3/\text{年}$

区分		5 齡級				6 齡級				7 齡級				8 齡級				9 齡級			
		面積	材積	成長量		面積	材積	成長量		面積	材積	成長量		面積	材積	成長量		面積	材積	成長量	
立木地	總數	總數	2,933.70	69	7	2,705.00	129	10	4,373.45	305	20	5,525.56	616	33	9,019.75	1,144	50				
		針	2,933.70	69	7	2,705.00	129	10	4,373.45	305	20	5,525.56	616	33	9,019.75	1,144	50				
	總數	針	1,207.19	39	4	1,843.57	104	9	2,793.10	246	17	3,106.89	491	29	5,672.68	904	43				
		広	1,726.51	30	2	861.43	25	1	1,580.35	59	2	2,418.67	125	4	3,347.07	239	7				
	總數	針	1,215.14	40	4	1,863.18	109	9	2,807.03	260	17	3,171.79	534	30	5,835.72	1,003	45				
		針	1,207.19	39	4	1,841.99	104	9	2,793.08	246	17	3,106.72	491	29	5,671.11	904	43				
	人工林	広	7.95	1		21.19	5		13.95	14		65.07	43	1	164.61	99	1				
		總數	1,081.18	35	4	1,822.80	106	9	2,781.94	258	17	3,171.56	534	30	5,835.72	1,003	45				
	育複層成林	針	1,073.23	34	4	1,801.61	102	9	2,767.99	245	17	3,106.49	491	29	5,671.11	904	43				
		広	7.95	1		21.19	5		13.95	14		65.07	43	1	164.61	99	1				
天然林	總數	總數	133.96	5	1	40.38	2		25.09	2		0.23									
		針	133.96	5	1	40.38	2		25.09	2		0.23									
	總數	針	1,718.56	29	2	841.82	21	1	1,566.42	45	2	2,353.77	83	3	3,184.03	141	5				
		広	1,718.56	29	2	840.24	21	1	1,566.40	45	2	2,353.60	83	3	3,182.46	140	5				
	育單層成林	針																			
		広																			
	育複層成林	針																			
		広	381.43	6		240.93	5		86.91	2		59.51	2		68.20	3					
	天林生	針	381.43	6		239.35	5		86.91	2		59.51	2		68.20	3					
		針	1,337.13	23	2	600.89	16	1	1,479.51	43	2	2,294.26	81	3	3,115.83	138	5				
無立木地	竹林	針																			
		広	1,337.13	23	2	600.89	16	1	1,479.49	43	2	2,294.09	81	3	3,114.26	138	5				

注1 人工林及び天然林で点生木のみは林分については、本表の集計には含まれていない。

22 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

() は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

単位 面積:ha 材積:立木は1,000m³ 立竹は1,000束 成長量:1,000m³/年

区分		1 0 齢級			1 1 齢級			1 2 齢級			1 3 齢級			1 4 齢級		
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
立木地	総数	10,010.03	1,702	59	7,753.56	1,685	47	4,855.21	1,328	32	2,738.91	846	18	778.61	178	3
		7,898.77	1,702	59	7,753.56	1,685	47	4,855.21	1,328	32	2,738.91	846	18	778.61	178	3
	針	2,111.26	308	6	1,398.25	259	5	564.99	141	2	579.48	127	2	523.35	79	2
	広	7,997.04	1,574	55	6,457.91	1,590	45	4,366.63	1,283	31	2,156.15	762	16	213.85	92	2
	総数	7,871.50	1,392	53	6,317.64	1,423	43	4,268.83	1,184	30	2,093.05	703	15	204.17	85	2
人工林	針	125.54	182	2	140.27	167	2	97.80	98	31	63.10	59	15	9.68	7	
	広	7,997.04	1,574	55	6,457.91	1,588	45	4,366.63	1,275	31	2,156.15	722	15	213.85	72	1
	総数	7,871.50	1,392	53	6,317.64	1,421	43	4,268.83	1,177	30	2,093.05	662	15	204.17	66	1
	針	125.54	182	2	140.27	167	2	97.80	98	31	63.10	59	15	9.68	7	
	広				(6.48)			(26.52)			(122.87)			(57.92)		
天然林	総数	2,012.99	128	4	1,295.65	95	3	488.58	46	1	582.76	84	2	564.76	86	2
		27.27	2		37.67	3		21.39	3		66.38	16		51.09	13	
	針	1,985.72	126	4	1,257.98	93	3	467.19	43	1	516.38	68	2	513.67	72	2
	広															
	総数															
	針															
	広															
	総数	31.34	2		15.36	1		5.99	1		45.30	6		6.34	1	
	針	4.10			2.15			0.67			12.64	2		0.30		
	広	27.24	2		13.21	1		5.32	1		32.66	5		6.04	1	
竹林	総数	1,981.65	126	4	1,280.29	94	3	482.59	45	1	537.46	77	2	558.42	85	2
	針	23.17	2		35.52	3		20.72	3		53.74	14		50.79	13	
	広	1,958.48	124	4	1,244.77	92	3	461.87	42	1	483.72	63	2	507.63	72	2
無立木地																

- 注1 人工林及び天然林で点生木のみ其林分については、本表の集計には含まれていない。
 2 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。
 3 () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

単位 面積:ha 材積:立木は1,000m³ 立竹は1,000束 成長量:1,000m³/年

区分		1 5 齡級			1 6 齡級			1 7 齡級			1 8 齡級			1 9 齡級		
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
立木地	総数	924.24	212	4	988.20	257	4	1,866.62	425	6	1,593.06	349	4	3,442.76	604	7
		924.24	212	4	988.20	257	4	1,866.62	425	6	1,593.06	349	4	3,442.76	604	7
		363.89	117	2	549.37	169	3	628.90	226	3	497.49	150	2	469.19	126	1
	総数	560.35	96	2	438.83	88	1	1,237.72	199	3	1,095.57	199	3	2,973.57	478	6
		364.40	127	2	570.45	194	3	533.74	224	3	435.54	153	2	321.25	111	1
		335.64	109	2	525.87	164	3	495.46	198	3	379.60	126	2	289.56	91	1
	人工林	28.76	19		44.58	29		38.28	26		55.94	27		31.69	20	
		364.40	112	2	570.45	173	2	533.74	188	3	435.54	141	2	321.25	104	1
		335.64	94	2	525.87	144	2	495.46	162	2	379.60	113	1	289.56	85	1
	育複層成林	28.76	19		44.58	29		38.28	26		55.94	27		31.69	20	
		(56.96)			(68.71)			(90.33)			(38.19)			(17.48)		
天然林		559.84	85	2	417.75	63	1	1,332.88	201	3	1,157.52	196	3	3,121.51	494	6
	28.25	8		23.50	5		133.44	28		117.89	24		179.63	35		
	531.59	77	2	394.25	58	1	1,199.44	173	3	1,039.63	172	2	2,941.88	459	6	
立木地	育単層成林															
	育複層成林	25.66	7		18.64	5		289.48	50	1	69.25	18		51.74	10	
		6.77	2		7.14	1		76.40	15		15.22	4		8.84	2	
		18.89	5		11.50	4		213.08	35	1	54.03	14		42.90	8	
	天然生	534.18	78	2	399.11	58	1	1,043.40	152	3	1,088.27	178	2	3,069.77	484	6
		21.48	6		16.36	4		57.04	13		102.67	20		170.79	33	
		512.70	72	1	382.75	55	1	986.36	138	2	985.60	158	2	2,898.98	451	6
	竹林															
無立木地																

注1 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。

2 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

3 () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

単位 面積:ha 材積:立木は1,000m³ 立竹は1,000束 成長量:1,000m³/年

区分		2 0 齡級			2 1 齡級以上			
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	
立木地	総数	総数	2, 398. 96	467	5	82, 495. 87	11, 242	57
		針	2, 398. 96	467	5	82, 495. 87	11, 242	57
		広	594. 24	153	1	8, 909. 57	1, 593	5
	総数	広	1, 804. 72	314	3	73, 586. 30	9, 650	52
		総数	347. 70	119	1	556. 13	252	2
		針	322. 20	99	1	527. 99	225	2
	人工林	広	25. 50	21		28. 14	27	
		総数	347. 70	117	1	556. 13	242	2
		針	322. 20	96	1	527. 99	215	2
	育成林	広	25. 50	21		28. 14	27	
	育複層林		(12. 86)			(42. 46)		
		総数		2			10	
		針		2			10	
	総数	広						
		総数	2, 051. 26	348	4	81, 939. 74	10, 990	55
針		272. 04	55		8, 381. 58	1, 368	3	
天然林	育成林	広	1, 779. 22	293	3	73, 558. 16	9, 623	51
	針							
	針							
育複層林	広							
	総数	73. 95	14		73. 43	54		
	針	19. 55	4		17. 82	5		
天然生	育成林	広	54. 40	10		55. 61	49	
	総数	1, 977. 31	333	3	81, 866. 31	10, 936	54	
	針	252. 49	51		8, 363. 76	1, 362	3	
竹林		広	1, 724. 82	283	3	73, 502. 55	9, 574	51
無立木地								

- 注1 人工林及び天然林で点生木のための林分については、本表の集計には含まれていない。
 2 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。
 3 () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

(2) 制限林普通林森林資源表

単位 面積：ha 材積：m³ 成長量：m³/年

区分		立木地										無立木地等				
		人工林					天然林					伐採跡地	未立木地	改植予定地	林地以外の地	計
		育成層林	育成複層林	計	育成層林	育成複層林	天然層林	天然複層林	計	竹林	計					
制限林	面積	針 広 計	36,864.73 898.76	528.68 898.76	37,393.41	172.64 1,533.67	9,157.32 93,874.17	9,329.96 95,407.84	46,723.37 96,306.60							
	材積	針 広 計	37,763.49 6,444,238	528.68 180,651	38,292.17 6,824,889	1,706.31 36,678	103,031.49 1,519,846	104,737.80 1,568,524	143,029.97 8,381,413			30.30			7,308.17	150,338.14
	成長量	針 広 計	817.973 7,462,211	799 181,450	818,772 7,643,661	152,145 188,823	11,316,217 12,836,063	11,468,362 13,024,886	12,287,134 20,668,547						2,760	12,289,894
	材積	針 広 計	233,228.5 9,122.1	3,825.6 4.3	237,054.1 9,126.4	352.7 3,031.0	4,931.4 89,669.8	5,284.1 92,700.8	242,338.2 101,827.2						3.3	242,341.5
	成長量	針 広 計	242,350.6 2,850.96	3,829.9 12.10	246,180.5 2,863.06	3,383.7 0.54	94,601.2 12.97	97,984.9 13.51	344,165.4 2,876.57						29.0	101,856.2
普通林	面積	針 広 計	72.89 2,923.85	72.89 12.10	72.89 2,935.95	4.66 5.20	1,368.46 1,381.43	1,373.12 1,386.63	1,446.01 4,322.58			47.34			1,681.03	6,003.61
	材積	針 広 計	772.190 24,483	2,674 24,483	774,864 24,483	59 453	3,490 114,720	3,549 115,173	778,413 139,656							778,413
	成長量	針 広 計	796,673 24,426.0	2,674 38.3	799,347 24,464.3	512 1.1	118,210 38.5	118,722 39.6	918,069 24,503.9						22	139,678
	材積	針 広 計	24,716.5 39,715.69	38.3 540.78	24,754.8 40,256.47	12.9 173.18	1,644.2 9,170.29	1,657.1 9,343.47	26,411.9 49,599.94						0.1	24,503.9
	成長量	針 広 計	40,687.34 7,416,428	540.78 183,325	41,228.12 7,599,753	1,538.33 36,737	95,242.63 1,523,336	96,780.96 1,560,073	97,752.61 9,159,826						0.1	26,412.0
計	面積	針 広 計	971.65 40,687.34	540.78 183,325	971.65 41,228.12	173.18 1,711.51	9,170.29 104,412.92	9,343.47 106,124.43	49,599.94 147,352.55							
	材積	針 広 計	7,416,428 842,456	183,325 799	7,599,753 843,255	36,737 152,598	1,523,336 11,430,937	1,560,073 11,583,535	9,159,826 12,426,790			77.64			8,911.56	156,341.75
	成長量	針 広 計	8,258,884 257,654.5	184,124 3,863.9	8,443,008 261,518.4	189,335 353.8	12,954,273 4,969.9	13,143,608 5,323.7	21,586,616 266,842.1						4,252	21,590,868
	材積	針 広 計	9,412.6 267,067.1	4.3 3,868.2	9,416.9 270,935.3	3,042.8 3,396.6	91,275.5 96,245.4	94,318.3 99,642.0	103,735.2 370,577.3						29.1	103,764.3
	成長量	針 広 計	267,067.1 40,687.34	3,868.2 183,325	270,935.3 41,228.12	3,396.6 1,711.51	96,245.4 104,412.92	99,642.0 106,124.43	370,577.3 9,159,826						32.4	370,609.7

注1 人工林及び天然林で点生木のみの林分の面積については、本表の集計には含まれていない。
 2 竹林の集計値については、立木地の計欄及び立木地と無立木地等の合計欄には含まれていない。

(3) 市町村別森林資源表

単位 面積：ha 材積：m³ 成長量：m³/年

市町村	区分	立木地										無立木地等				
		人工林					天然林					伐採跡地	未立木地	改植予定地	林地以外の地	計
		育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	育成単層林	育成複層林	天然林	計	竹林					
秋田市	面積	針	6,996.07	178.48	7,174.55		84.33	1,891.93	1,976.26	9,150.81						
		広	228.38		228.38		469.09	14,717.67	15,186.76	15,415.14						
		計	7,224.45	178.48	7,402.93		553.42	16,609.60	17,163.02	24,565.95		2.70			713.56	25,282.21
	材積	針	1,459,181	60,082	1,519,263		16,825	2,129,139	2,180,440	2,031,523					31	2,031,554
		計	1,628,423	60,087	1,688,510		68,126	2,624,574	2,692,700	4,381,210					375	4,381,616
横手市	面積	針	50,115.6	1,363.6	51,479.2		115.0	2,343.0	2,458.0	53,937.2					0.2	53,937.4
		広	2,151.1		2,151.1		1,120.4	19,243.8	20,364.2	22,515.3					3.8	22,519.1
		計	52,266.7	1,363.6	53,630.3		1,235.4	21,586.8	22,822.2	76,452.5					4.0	76,456.5
	成長量	針	832.88	5.47	838.35		2.95	9.56	12.51	850.86						
		計	10.56		10.56		21.11	623.81	644.92	655.48						
湯沢市	面積	針	843.44	5.47	848.91		24.06	633.37	657.43	1,506.34					271.61	1,777.95
		広	182,972	1,596	184,568		581	2,497	3,078	187,646						187,646
		計	5,637		5,637		2,168	81,984	84,152	89,789						89,789
	材積	針	188,609	1,596	190,205		2,749	84,481	87,230	277,435						277,435
		計	6,436.2	21.0	6,457.2		9.3	19.5	28.8	6,486.0						6,486.0
大仙市	面積	針	39.4		39.4		54.4	640.1	694.5	733.9						733.9
		計	6,475.6	21.0	6,496.6		63.7	659.6	723.3	7,219.9						7,219.9
		計	5,751.62	118.06	5,869.68		15.83	1,617.86	1,633.69	7,503.37						
	材積	針	77.17		77.17		114.44	21,791.26	21,905.70	21,982.87						
		計	5,828.79	118.06	5,946.85		130.27	23,409.12	23,539.39	29,486.24		17.36			1,939.03	31,442.63
仙北市	面積	針	1,328,578	35,219	1,363,797		3,003	283,763	286,766	1,650,563					52	1,650,615
		広	72,056	488	72,544		12,871	2,716,427	2,729,298	2,801,842					34	2,801,876
		計	1,400,634	35,707	1,436,341		15,874	3,000,190	3,016,064	4,452,405					86	4,452,491
	成長量	針	47,568.4	789.7	48,358.1		35.9	345.7	381.6	48,739.7					0.3	48,740.0
		計	746.8	2.7	749.5		230.8	18,444.6	18,675.4	19,424.9					0.2	19,425.1
大崎市	面積	針	48,315.2	792.4	49,107.6		266.7	18,790.3	19,057.0	68,164.6					0.5	68,165.1
		広	5,871.67	40.75	5,912.42		43.91	830.75	874.66	6,787.08						
		計	210.57		210.57		165.09	7,539.67	7,704.76	7,915.33						
	材積	針	6,082.24	40.75	6,122.99		209.00	8,370.42	8,579.42	14,702.41		10.33			546.90	15,259.64
		計	1,062,669	13,932	1,076,601		10,895	156,833	167,728	1,244,329						1,244,329
大館市	面積	針	141,978		141,978		24,873	963,156	988,029	1,130,007						1,130,007
		計	1,204,647	13,932	1,218,579		35,768	1,119,989	1,155,757	2,374,336						2,374,336
		計	36,736.4	269.2	37,005.6		116.6	1,325.4	1,442.0	38,447.6						38,447.6
	成長量	針	1,491.2		1,491.2		375.9	8,847.8	9,223.7	10,714.9						10,714.9
		計	38,227.6	269.2	38,496.8		10,173.2	10,665.7		49,162.5						49,162.5
大館市	面積	針	16,752.89	150.33	16,903.22		24.78	4,736.42	4,761.20	21,664.42						
		広	373.03		373.03		753.94	40,563.00	41,316.94	41,689.97						
		計	17,125.92	150.33	17,276.25		778.72	45,299.42	46,078.14	63,354.39		42.75			3,283.07	66,680.21
	材積	針	2,653,412	60,935	2,714,347		5,221	565,538	570,759	3,285,106					1,144	3,286,250
		計	404,979	16	404,995		59,784	4,409,284	4,469,068	4,874,063					2,322	4,876,385
大館市	面積	針	3,058,391	60,951	3,119,342		65,005	4,974,822	5,039,827	8,159,169					3,466	8,162,635
		計	93,317.3	1,155.1	94,472.4		73.7	789.1	862.8	95,335.2					0.1	95,335.3
		計	4,477.1	0.1	4,477.2		1,231.4	36,456.7	37,688.1	42,165.3					23.9	42,189.2
	成長量	針	97,794.4	1,155.2	98,949.6		1,305.1	37,245.8	38,550.9	137,500.5					24.0	137,524.5
		計														

注1 人工林及び天然林で点生木のみの林分の面積については、本表の集計には含まれていない。

2 複層林は下層木のみを対象とする。

単位 面積：ha 材積：m³ 成長量：m³/年

市町村	区分	立木地										無立木地等					計
		人工林					天然林					伐採跡地	未立木地	改植 予定地	林地以外の 土 地	計	
		育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林	計	竹林	計							
美郷町	面積	針	1,040.10	23.36	1,063.46				58.32	58.32						1,121.78	
		広	52.31		52.31		4.44	2,958.24	2,962.68							3,014.99	
	計	1,092.41	23.36	1,115.77		4.44	3,016.56	3,021.00							4,136.77	178.92	
	材積	針	260,058	8,456	268,514		79	12,041	12,120							280,634	
		広	28,936		28,936		256	318,740	318,996							347,932	
	計	288,994	8,456	297,450		335	330,781	331,116							628,566		
		針	7,619.5	191.7	7,811.2		0.7	94.5	95.2						7,906.4		
	成長量	広	344.9		344.9		4.3	2,111.4	2,115.7						2,460.6		
		計	7,964.4	191.7	8,156.1		5.0	2,205.9	2,210.9						10,367.0		
	針	821.83	4.93	826.76		1.38	22.37	23.75							850.51		
	面積	広	4.03		4.03		10.22	651.00	661.22						665.25		
		計	825.86	4.93	830.79		11.60	673.37	684.97						1,515.76	77.91	
	材積	針	195,386	1,161	196,547		133	3,850	3,983						200,530		
		広	8,927	32	8,959		1,345	71,258	72,603						81,562	51	
	計	204,313	1,193	205,506		1,478	75,108	76,586							282,092	253	
	成長量	針	6,852.4	30.2	6,882.6		2.6	40.6	43.2						6,925.8	2.5	
		広	79.5	0.2	79.7		25.6	980.6	1,006.2						1,085.9	1.2	
	計	6,931.9	30.4	6,962.3		28.2	1,021.2	1,049.4						8,011.7	3.7		
	面積	針	1,648.63	19.40	1,668.03			3.08	3.08						1,671.11		
		広	15.60		15.60			6,397.98	6,397.98						6,413.58		
東成瀬村	計	1,664.23	19.40	1,683.63			6,401.06	6,401.06							8,084.69	4.50	
		針	274,172	1,944	276,116			3,379	3,379						279,495	41	
	材積	広	10,701	258	10,959			740,949	740,949						751,908		
		計	284,873	2,202	287,075			744,328	744,328						1,031,403	41	
	成長量	針	9,008.7	43.4	9,052.1			12.1	12.1						9,064.2	0.2	
広	82.6	1.3	83.9			4,550.5	4,550.5							4,634.4	0.2		
計	9,091.3	44.7	9,136.0			4,562.6	4,562.6							13,698.6	0.2		
	面積	針															
		広															
	材積	針															
		広															
	成長量	針															
広																	
	面積	針	39,715.69	540.78	40,256.47		173.18	9,170.29	9,343.47						49,599.94		
		広	971.65		971.65		1,538.33	95,242.63	96,780.96						97,752.61		
	材積	計	40,687.34	540.78	41,228.12		1,711.51	104,412.92	106,124.43						147,352.55	8,989.20	
		針	7,416,428	183,325	7,599,753		36,737	1,523,336	1,560,073						9,159,826	1,470	
	成長量	針	842,456	799	843,255		152,598	11,430,937	11,583,535						12,426,790	2,782	
計	8,258,884	184,124	8,443,008		189,335	12,954,273	13,143,608							21,586,616	4,252		
広	257,654.5	3,863.9	261,518.4		353.8	4,969.9	5,323.7							266,842.1	3.3		
成長量	針	9,412.6	4.3	9,416.9		3,042.8	91,275.5	94,318.3						103,735.2	29.1		
計	267,067.1	3,868.2	270,935.3		3,396.6	96,245.4	99,642.0							370,577.3	32.4		

注 1 人工林及び天然林で点生木のみは林分の面積には含まれていない。
 2 複層林は下層木のみを対象とする。

(4) 制限林の種類別面積

単位 面積：ha

区分	市町村									
	秋田市	横手市	湯沢市	大仙市	仙北市	美郷町				
水源かん養保安林	19,756.33	1,188.92	29,415.07	14,420.22	49,772.03	3,689.26				
土砂流出防備保安林	4,611.44	0.11	554.92	(2,194.47)	(334.18)	(1,522.83)				
土砂崩壊防備保安林						387.37				
飛砂防備保安林										
防風保安林										
水害防備保安林										
潮害防備保安林										
干害防備保安林			15.34							
防雪保安林										
防霧保安林										
なだれ防止保安林			87.29			3.04				
落石防止保安林										
防火保安林										
魚つき保安林										
航行目標保安林										
保健保安林	49.41		(5,205.94)		(5,931.11)	464.10				
風致保安林	(1,267.73)				1.10					
計	(1,267.73)		30,072.62	(2,194.47)	(6,265.29)	(1,522.83)				
保安施設地区										
砂防指定地	(21.66)		(262.23)	76.08	(406.68)	355.94				
特別保護地区			6.31	(63.32)	(883.50)	(55.84)				
第一種特別地域					(3,320.32)	2.00				
第二種特別地域					(6,016.45)	11.06				
第三種特別地域					(9,197.35)	98.11				
地種区分未定地域										
計					(19,417.62)	115.87				
特別保護地区			(2,865.22)							
第一種特別地域			(2,719.69)	0.25						
第二種特別地域			(2,039.08)	22.06						
第三種特別地域			(11,711.81)	282.62						
地種区分未定地域										
計			(19,335.80)	304.93						
第一種特別地域	(461.28)	0.07		(942.99)	(12.89)	3.40				
第二種特別地域	(2,356.11)	22.05		(1,941.23)	(629.77)	19.51				
第三種特別地域	(3,136.75)	21.45		(724.77)	(1,341.54)	89.55				
地種区分未定地域										
計	(5,954.14)	43.57		(3,608.99)	(1,984.20)	112.46				
原生自然環境保全地域										
自然環境保全地域特別地区										
都道府県自然環境保全地域特別地区	(126.83)									
鳥獣保護区特別保護地区			(1,240.71)	(587.72)	(2,767.42)					
緑地保全地区										
風致地区										
特別母樹林										
史跡名勝天然記念物			(0.89)		(288.04)	(7.09)				
種の保存法による管理地区				(0.25)						
その他					(1.10)					
合計	(7,370.36)	24,579.90	(21.68)	1,189.03	(6,454.75)	14,764.36	(31,130.35)	64,282.08	(3,282.46)	4,089.23

注 () は、重複する制限林面積を表す。

単位 面積：ha

区分	市町村			
	羽後町	東成瀬村	合計	
水源かん養保安林	1,381.96	9,650.40		129,274.19
土砂流出防備保安林	11.75		(4,063.05)	19,277.32
土砂崩壊防備保安林				3.63
飛砂防備保安林				
防風保安林				
水害防備保安林				
潮害防備保安林				
干害防備保安林				15.34
防雪保安林				
防霧保安林				
なだれ防止保安林				90.33
落石防止保安林				
防火保安林				
魚つき保安林				
航行目標保安林				
保健保安林		(835.44)	(13,240.22)	513.51
風致保安林		(835.44)	(17,303.27)	1.10
計	1,393.71	9,650.40		149,175.42
保安施設地区				
砂防指定地	(4.00)	(48.57)	0.12	559.46
特別保護地区			(883.50)	4.70
第一種特別地域			(3,320.32)	2.00
第二種特別地域			(6,016.45)	11.06
第三種特別地域			(9,197.35)	98.11
地種区分未定地域				
計			(19,417.62)	115.87
特別保護地区		(293.24)	0.01	(3,158.46)
第一種特別地域		(312.17)	(3,031.86)	0.25
第二種特別地域		(257.52)	4.14	(2,296.60)
第三種特別地域		(1,334.98)	1.30	(13,046.79)
地種区分未定地域				283.92
計		(2,197.91)	5.45	(21,533.71)
第一種特別地域			(2,011.74)	310.38
第二種特別地域			(5,994.89)	9.58
第三種特別地域			(5,237.40)	52.72
地種区分未定地域				114.71
計			(13,244.03)	177.01
原生自然環境保全地域				
自然環境保全地域特別地区				
都道府県自然環境保全地域特別地区			(126.83)	
鳥獣保護区特別保護地区		(291.93)	(4,887.78)	
緑地保全地区				
風致地区				
特別母樹林				
史跡名勝天然記念物			(296.27)	
種の保存法による管理地区				
その他			(1.10)	
合計	(4.00)	1,393.71	9,655.97	150,338.14

注 ()は、重複する制限林面積を表す。

(5) 樹種別材積表

単位 材積：1,000m³

樹種 林種	スギ	ヒバ	カラマツ	アカマツ	その他 針葉樹	ブナ	ミズナラ	その他 広葉樹
総数	7,389	314	712	136	609	6,457	811	5,158
人工林	6,837	0	697	62	3	1	1	841
天然林	552	314	15	74	605	6,456	810	4,317

注 単位未満を四捨五入するため、総数と内訳の合計は必ずしも合致しない。

(6) 荒廃地の面積

単位 面積：ha

	荒 廃 地
総 数	1,508.8
秋 田 市	25.95
横 手 市	1.50
湯 沢 市	199.13
大 仙 市	16.43
仙 北 市	191.96
美 郷 町	8.10
羽 後 町	0.63
東 成 瀬 村	1,065.10

(7) 森林の被害

単位 面積：ha

区 分	風 水 害				病 虫 害				雪 害				獣 類 害			
	22	23	24	25	22	23	24	25	22	23	24	25	22	23	24	25
総 数	0	0	1	0	1	2	0	1	0	0	0	2	—	—	—	—
秋 田 市	0	0	1	0	—	—	—	—	0	0	0	—	—	—	—	—
横 手 市	—	—	—	—	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
湯 沢 市	0	—	—	—	1	2	0	0	—	—	—	0	—	—	—	—
大 仙 市	0	—	—	0	—	—	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—
仙 北 市	0	0	0	—	—	—	—	—	0	0	0	—	—	—	—	—
美 郷 町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
羽 後 町	—	—	—	—	—	—	—	0	—	0	—	2	—	—	—	—
東 成 瀬 村	—	—	—	—	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

資料 「東北森林管理局事業統計書」による。

注 「—」は被害なし、「0」は被害が1ha未満。

3 林業の動向

(1) 森林組合及び生産森林組合の現況

ア 構成

単位 員数：人 金額：千円 面積：ha

市町村別		組合名	組合員数	常勤役 職員数	出資金 総額	組合員所有 (又は組合経営) 森林面積	備 考
森 林 組 合	総 数	5組合	10,426	108	565,454	80,891	
	秋田市	秋田中央 森林組合	1,670	13	112,248	13,347	
	大仙市	仙北西 森林組合	1,528	17	70,024	16,097	
	大仙市	仙北東 森林組合	2,788	21	130,564	13,119	
	仙北市						
	美郷町						
	横手市	横手市 森林組合	1,579	19	139,591	13,657	
	横手市 湯沢市	雄勝広域 森林組合	2,861	38	113,027	24,671	
生 産 森 林 組 合	総 数	33組合	2,714	335	430,069	3,571	
	秋田市	八田	96	18	4,608	41	
		小又	25	10	6,500	154	
		秋田市下浜 小港	24	7	2,900	102	
		河辺町北野 田高屋	182	22	149,450	703	
	仙北市	角館町白岩	121	9	11,008	90	
		内沢	105	12	30,500	157	
	横手市	若神子沢	106	14	8,140	92	
		横手市金沢 本町	141	6	6,981	53	
		沼館	757	8	92,545	96	

市町村別		組合名	組合員数	常勤役 職員数	出資金 総額	組合員所有 (又は組合経営) 森林面積	備 考
生産 森 林 組 合	湯沢市	外ノ目川口	78	10	3,944	116	
		麓	20	10	2,956	77	
		新木野	42	10	2,938	74	
		須川	38	8	3,201	82	
		酒蒔	24	7	1,884	58	
		田畑中山	44	8	1,507	45	
		上関	142	12	14,240	169	
		下関	52	10	4,536	68	
		下関東市内	65	10	3,632	84	
		湯沢市杉沢	96	12	30,388	226	
		湯沢市森	95	12	14,639	84	
		宇留院内	64	10	6,499	107	
		平城	52	11	4,070	109	
		三ツ村	31	8	4,804	93	
	羽後町	太倉	52	7	3,915	166	
		泉沢	19	10	1,000	38	
		西沢	41	10	2,940	107	
		皿ヶ台	53	10	3,339	117	
		仙道沢	17	10	480	41	
		繁沢	39	10	2,560	91	
		真木	14	5	777	10	
		西又	17	9	1,500	56	
		萱沢	42	10	940	33	
		樽崎	20	10	748	32	

資料 「平成24年度森林組合一斉調査（林野庁）」による。

イ 事業内容及び活動状況等

単位：千円

森 林 組合名	指 導 事 業	販 売 事 業	林 産 事 業	加 工 事 業	購 買 事 業
総 数	26,961	999,401	734,012	90,783	51,547
秋田中央森林組合	1,928	78,357	111,580	—	6,281
仙北西森林組合	5,228	266,285	19,262	—	6,119
仙北東森林組合	8,757	426,167	203,429	32,628	9,400
横手市森林組合	119	132,397	72,679	—	11,852
雄勝広域森林組合	10,929	96,195	327,062	58,155	17,895

森 林 組合名	養 苗	森林造成 事 業	利用・福利厚生 事 業	金 融 事 業	合 計
総 数	—	1,662,397	268,097	85,802	2,016,296
秋田中央森林組合	—	217,763	22,386	8,827	248,976
仙北西森林組合	—	393,418	62,298	8,745	464,461
仙北東森林組合	—	422,163	52,405	8,717	483,285
横手市森林組合	—	279,925	28,202	54,410	362,537
雄勝広域森林組合	—	349,128	102,806	5,103	457,037

資料 「平成24年度森林組合一斉調査」（林野庁）による。

(2) 林業事業体等の現況

単位：事業体数

区 分	林業経営体	木材卸売業	木材・木製品製造業
総 数	77	4	128
秋 田 市	24	2	64
横 手 市	8	1	11
湯 沢 市	10	—	14
大 仙 市	12	—	15
仙 北 市	11	1	18
美 郷 町	4	—	5
羽 後 町	7	—	1
東 成 瀬 村	1	—	—

資料 林業経営体数は「2010世界農林業センサス」（農林水産省）による。

木材卸売業及び木材・木製品製造業は「平成25年度版木材需給と木材・木工業」（秋田県）による。

(3) 林業労働力の概況

単位 人、%

区 分	就業者数（15歳以上）		
	総 数	うち林業	割 合
総 数	295, 176	1, 095	0. 37
秋 田 市	147, 018	345	0. 23
横 手 市	47, 396	135	0. 28
湯 沢 市	23, 991	142	0. 59
大 仙 市	42, 349	149	0. 35
仙 北 市	13, 954	223	1. 60
美 郷 町	10, 881	24	0. 22
羽 後 町	8, 142	45	0. 55
東 成 瀬 村	1, 445	32	2. 21

資料 総務省統計局「平成22年国勢調査」による。

注 総数には「不詳」を含む。

(4) 林業機械化の概況（高性能林業機械）

単位 台

機械種名	総 数	備 考
フェラーバンチャ	—	立木を伐倒する自走式機械
スキッダ	—	牽引式集材専用トラクタ
プロセッサ	12	枝払・玉切する自走式機械
ハーベスタ	33	伐倒・枝払・玉切する自走式機械
フォワーダ	12	積載式集材専用トラクタ
タワーヤーダ	—	元柱を具備した自走式集材機
スイングヤーダ	3	簡易索張式に対応し、かつ旋回可能なブームを装備
グラップルソー	2	巻き立て・玉切り機械

資料 平成24年度「林業機械保有状況調査」

4 前期計画の実行状況

(1) 伐採立木材積

単位 材積：1,000m³ 実行歩合：％

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
総 数	980	1,043	106	292	331	113	688	712	103
針葉樹	966	976	101	279	290	104	687	687	100
広葉樹	14	66	465	13	41	310	1	25	2,777

(2) 人工造林・天然更新別の面積

単位 面積：ha 実行歩合：％

総 数			人工造林			天然更新		
計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
537	284	53	361	172	48	176	112	64

(3) 林道の開設又は拡張の数量

単位 延長：km 実行歩合：％

開 設			拡 張		
計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
53.5	19.8	37	—	6.3	—

(4) 保安施設の数量

ア 保安林の指定又は解除の面積

単位 面積：ha 実行歩合：％

種 類	指 定			解 除		
	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
総 数	315	12	4	150	—	—
水源かん養	315	—	—	—	—	—
災害防備	—	12	—	—	—	—
保健、風致の保存等	—	—	—	—	—	—

注 「0」は1ha未満

イ 保安施設地区の指定

該当なし。

ウ 保安施設事業

単位 地区数

計 画	実 行
62	113

5 林地の異動状況（森林計画の対象森林）

（１）森林より森林以外へ異動

単位 面積：ha

農用地	ゴルフ場等 レジャー施設 用地	住宅、別荘、工 場等建物敷地及 びその附帯地	採石採土地	その他	合 計
—	—	—	—	155.11	155.11

（２）森林以外より森林へ異動

単位 面積：ha

原 野	農用地	その他	合 計
—	—	26.21	26.21

6 森林資源の推移

（１）分期別伐採立木材積等

単位 材積：1,000m³ 面積：ha

分 期			I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII
伐 採 立 木 材 積	總 數	總 數	1,336	1,001	961	961	990	977	999	999
		針葉樹	1,188	985	948	947	976	963	985	984
		広葉樹	148	16	13	14	14	14	14	14
	主 伐	總 數	677	456	404	397	418	385	385	356
		針葉樹	615	440	390	383	404	371	371	341
		広葉樹	62	16	13	14	14	14	14	14
	間 伐	總 數	658	544	558	564	572	592	615	643
		針葉樹	573	544	558	564	572	592	615	643
		広葉樹	86	0	0	0	0	0	0	0
造林 面積	總 數		1,059	1,563	1,602	1,606	1,594	1,618	1,709	1,706
	人工造林		814	1,182	1,154	1,159	1,144	1,097	1,091	1,071
	天然更新		244	381	448	447	450	521	618	635

注１ 分期とは５年を一括りとする単位。第Ⅰ分期は平成27年から平成31年までとなる。

２ 単位未満を四捨五入するため、内訳の合計と総数は必ずしも合致しない。

(2) 分期別期首資源表

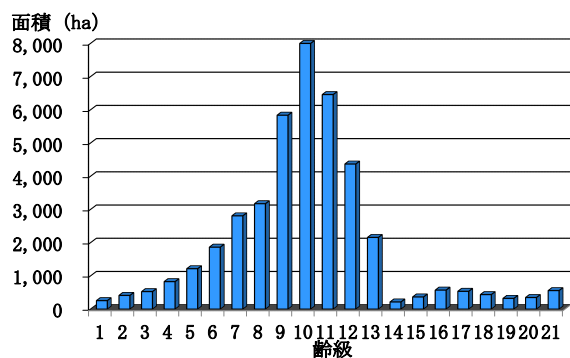
単位 面積: ha、材積: 1,000m³

区 分			面 積												材積
			總 数	1・2 齡 級	3・4 齡 級	5・6 齡 級	7・8 齡 級	9・10 齡 級	11・12 齡 級	13・14 齡 級	15・16 齡 級	17・18 齡 級	19・20 齡 級	21 齡級以上	
Ⅰ 分期	總 数	147,353	628	2,150	5,557	9,886	19,030	12,625	3,606	1,975	3,521	5,857	82,517	21,587	
	人工林	總 数	41,226	578	1,266	2,996	5,966	13,830	10,841	2,458	998	1,030	684	577	8,442
		育成単層林	40,685	493	1,181	2,904	5,954	13,830	10,825	2,370	935	969	669	556	8,258
		育成複層林	541	86	85	92	13	0	17	88	63	61	15	21	184
	天然林	總 数	106,127	50	885	2,560	3,920	5,199	1,784	1,148	978	2,490	5,173	81,940	13,145
		育成単層林	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		育成複層林	163	0	19	29	7	4	2	5	5	48	42	2	21
Ⅱ 分期	天然生林	105,964	50	866	2,532	3,913	5,195	1,783	1,142	973	2,442	5,131	81,938	13,124	
	總 数	146,120	1,084	1,085	4,306	7,048	14,555	17,456	6,374	1,664	2,774	4,972	84,804	22,432	
	人工林	總 数	39,908	1,017	831	1,930	4,643	9,027	14,039	5,324	556	1,029	700	813	8,742
		育成単層林	39,322	972	726	1,820	4,605	9,005	14,036	5,251	499	952	673	785	8,544
		育成複層林	585	45	105	110	38	22	3	73	57	76	28	28	198
	天然林	總 数	106,212	67	254	2,376	2,405	5,528	3,417	1,050	1,108	1,745	4,271	83,991	13,690
		育成単層林	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Ⅲ 分期		育成複層林	275	0	19	12	24	0	117	7	4	42	23	28	31
	天然生林	105,937	67	236	2,364	2,381	5,528	3,299	1,043	1,104	1,704	4,248	83,963	13,659	
	總 数	145,764	2,047	628	2,150	5,537	9,906	19,089	10,623	2,951	1,618	3,188	88,026	22,997	
	人工林	總 数	39,367	1,926	578	1,266	2,996	6,014	13,524	8,878	1,833	649	755	948	9,060
		育成単層林	38,665	1,845	493	1,181	2,904	5,943	13,502	8,861	1,745	586	694	912	8,836
		育成複層林	701	81	86	85	92	71	22	17	88	63	61	36	224
	天然林	總 数	106,397	121	50	885	2,541	3,891	5,565	1,746	1,118	969	2,434	87,079	13,936
Ⅳ 分期		育成単層林	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		育成複層林	563	0	0	19	29	7	405	2	5	5	48	44	56
	天然生林	105,834	121	50	866	2,512	3,884	5,160	1,744	1,113	964	2,385	87,035	13,881	
	總 数	145,696	2,455	1,084	1,085	4,286	7,070	14,934	15,959	5,564	1,474	2,443	89,343	23,505	
	人工林	總 数	39,003	2,235	1,017	831	1,930	4,698	8,868	12,609	4,538	392	740	1,145	9,351
		育成単層林	38,151	2,100	972	726	1,820	4,585	8,787	12,606	4,464	335	663	1,092	9,082
		育成複層林	852	134	45	105	110	114	81	3	73	57	76	53	269
Ⅴ 分期	天然林	總 数	106,693	220	67	254	2,356	2,371	6,065	3,350	1,026	1,082	1,703	88,198	14,154
		育成単層林	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		育成複層林	861	0	0	19	12	24	585	117	7	4	42	51	85
	天然生林	105,832	220	67	236	2,344	2,347	5,480	3,233	1,019	1,077	1,662	88,147	14,069	
	總 数	145,656	2,480	2,047	628	2,140	5,573	10,436	17,850	9,546	2,588	1,511	90,859	23,926	
	人工林	總 数	38,663	2,198	1,926	578	1,266	3,062	5,984	12,347	7,832	1,496	564	1,410	9,554
		育成単層林	37,648	2,039	1,845	493	1,181	2,887	5,837	12,324	7,815	1,408	501	1,319	9,252
Ⅵ 分期		育成複層林	1,015	159	81	86	85	175	147	22	17	88	63	92	302
	天然林	總 数	106,993	282	121	50	874	2,511	4,452	5,503	1,714	1,092	947	89,448	14,373
		育成単層林	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		育成複層林	1,161	0	0	0	19	29	605	405	2	5	5	92	118
	天然生林	105,832	282	121	50	855	2,482	3,847	5,098	1,713	1,087	942	89,356	14,254	
	總 数	145,644	2,460	2,455	1,084	1,081	4,352	7,609	14,136	14,743	4,781	1,418	91,526	24,274	
	人工林	總 数	38,340	2,187	2,235	1,017	831	2,017	4,661	8,114	11,450	3,773	360	1,694	9,683
Ⅶ 分期		育成単層林	37,148	2,013	2,100	972	726	1,816	4,464	8,033	11,447	3,700	303	1,573	9,329
		育成複層林	1,192	174	134	45	105	201	197	81	3	73	57	122	354
	天然林	總 数	107,304	273	220	67	250	2,335	2,948	6,022	3,293	1,009	1,058	89,831	14,591
		育成単層林	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		育成複層林	1,469	0	0	0	19	12	632	585	117	7	4	92	156
	天然生林	105,835	273	220	67	231	2,323	2,316	5,436	3,175	1,002	1,053	89,739	14,435	
	總 数	145,558	2,378	2,480	2,047	625	2,222	6,227	9,879	16,694	8,412	2,474	92,121	24,591	
Ⅷ 分期	人工林	總 数	37,867	2,116	2,198	1,926	578	1,359	3,052	5,460	11,247	6,725	1,401	1,803	9,770
		育成単層林	36,481	1,926	2,039	1,845	493	1,174	2,786	5,313	11,225	6,709	1,313	1,659	9,369
		育成複層林	1,386	191	159	81	86	185	266	147	22	17	88	145	401
	天然林	總 数	107,691	262	282	121	47	863	3,175	4,418	5,446	1,687	1,073	90,318	14,821
		育成単層林	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		育成複層林	1,853	0	0	0	0	19	721	605	405	2	5	97	204
	天然生林	105,838	262	282	121	47	844	2,455	3,814	5,041	1,685	1,067	90,221	14,616	
Ⅸ 分期	總 数	145,544	2,306	2,460	2,455	1,081	1,169	5,222	7,095	13,311	13,236	4,526	92,682	24,898	
	人工林	總 数	37,364	2,055	2,187	2,235	1,017	925	2,037	4,175	7,329	9,995	3,531	1,878	9,843
		育成単層林	35,776	1,851	2,013	2,100	972	715	1,736	3,978	7,248	9,992	3,458	1,712	9,387
		育成複層林	1,588	204	174	134	45	210	301	197	81	3	73	166	456
	天然林	總 数	108,180	251	273	220	64	245	3,185	2,920	5,982	3,241	995	90,804	15,055
		育成単層林	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		育成複層林	2,339	0	0	0	0	19	882	632	585	117	7	97	266
Ⅹ 分期	天然生林	105,841	251	273	220	64	226	2,303	2,288	5,397	3,124	988	90,707	14,789	
	總 数	145,542	2,258	2,378	2,480	2,041	735	3,257	5,838	9,204	15,254	7,835	94,262	25,220	
	人工林	總 数	36,853	2,016	2,116	2,198	1,926	692	1,411	2,688	4,816	9,859	6,173	2,959	9,923
		育成単層林	35,046	1,797	1,926	2,039	1,845	492	1,122	2,421	4,668	9,837	6,156	2,742	9,397
		育成複層林	1,808	219	191	159	81	200	289	266	147	22	17	217	527
	天然林	總 数	108,689	242	262	282	115	43	1,846	3,150	4,388	5,395	1,663	91,302	15,297
		育成単層林	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Ⅺ 分期		育成複層林	2,846	0	0	0	0	0	1,012	720	605	405	2	102	335
	天然生林	105,842	242	262	282	115	43	833	2,430	3,784	4,991	1,661	91,200	14,962	
	總 数	145,542	2,258	2,378	2,480	2,041	735	3,257	5,838	9,204	15,254	7,835	94,262	25,220	

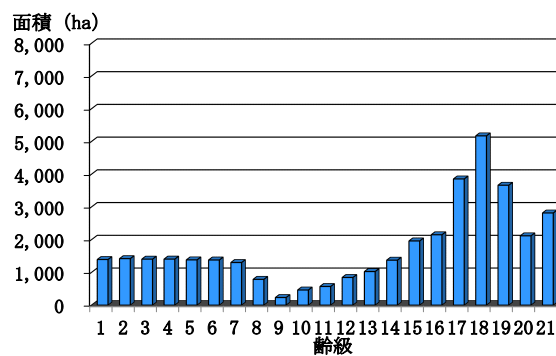
注 単位未満を四捨五入するため、総数と内訳の合計は必ずしも合致しない。

○ 第Ⅰ分期及び第Ⅸ分期期首の人工林齢級別面積

第Ⅰ分期期首（平成27年）



第Ⅸ分期期首（平成67年）



注 齢級は、林齢を5年の幅でくくった単位。苗木を植栽した年を1年生として、1～5年生を「1 齢級」と数える。

7 その他

（1）国有林の地域別の森林計画の沿革

樹立時期	区 分	計画期間	
平成 3 年12月	一斉樹立	自 平成 4 年 4 月 1 日 至 平成12年 3 月31日	8 年
平成 6 年12月	經常樹立	自 平成 7 年 4 月 1 日 至 平成17年 3 月31日	10年
平成 9 年12月	一斉変更	自 平成 7 年 4 月 1 日 至 平成17年 3 月31日	10年
平成10年12月	一斉変更	自 平成 7 年 4 月 1 日 至 平成17年 3 月31日	10年
平成11年12月	經常樹立	自 平成12年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日	10年
平成13年12月	一斉変更	自 平成12年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日	10年
平成15年12月	一斉変更	自 平成12年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日	10年
平成16年12月	經常樹立	自 平成17年 4 月 1 日 至 平成27年 3 月31日	10年
平成21年12月	經常樹立	自 平成22年 4 月 1 日 至 平成32年 3 月31日	10年
平成26年12月	經常樹立	自 平成27年 4 月 1 日 至 平成37年 3 月31日	10年

(2) 担当者の役職及び氏名並びに樹立に従事した期間

職 名	氏 名	樹立に従事した期間
計画課長	林 視	平成26年4月～12月
流域管理指導官	菅原 健一	平成26年4月～12月
計画課長補佐	庄司 卓矢	平成26年4月～12月
森林施業調整官	岩間 由文	平成26年4月～12月
計画調整官	斎藤 勇幸	平成26年4月～12月
企画係長	剣持 直樹	平成26年4月～12月
経営計画官	新倉 和宏	平成26年4月～12月
経営計画官	藤田 幸人	平成26年4月～12月
係員	牧田 朋子	平成26年4月～12月